

テロ対策マニュアル等策定指針
(改訂版)

令和3年3月

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課

目次

1. 全体総則	1
1.1. 改訂の背景とポイント	1
1.2. 本策定指針の構成等	3
2. 対策検討の実施手順	4
2.1. テロ対策検討の実施手順	4
2.2. 評価・分析の考え方	4
3. 事前対策	6
3.1. テロ対策の基本方針	6
3.2. 基本的な考え方	8
4. 緊急時体制の確立	12
4.1. 情報収集・連絡体制の確立	12
5. 事後対策	19
5.1. 事後対策の概要	19
5.2. 被害及び活動に関する情報の収集・集約・報告	19
5.3. 関係機関との連携	19
5.4. 応急給水・応急復旧の実施	21
5.5. 広報活動の実施	23
6. 継続的な改善活動	28
6.1. 教育・訓練の実施	28
6.2. メンテナンスの実施	30

1. 全体総則

1.1. 改訂の背景とポイント

厚生労働省では、平成 18 年度より水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）等に対して、地震や風水害に代表される自然災害などに加え、水道に対するテロの脅威（リスク）を想定した危機管理対策マニュアル策定指針を提供してきた。また、この 10 年あまりに経験した大規模災害等を踏まえ、令和2年8月に危機管理対策マニュアル策定指針【共通編】を加え、指針全体の総論を統一するなど順次改訂を進めている。

昨今、テロの脅威はますます高まっており、特に今後、第 32 回オリンピック競技大会・東京 2020 パラリンピック競技大会の開催を控える中において、これまで以上にインフラにおけるテロ対策の推進が求められている。給水区域の住民等に安全な水を供給するという社会的使命を持った水道事業者等にとっても、対策をより一層の実施・推進し続けることが必要である。

上記のような背景を踏まえ、平成 18 年度に作成・公表した「テロ対策マニュアル策定指針」を改訂し、新たに「テロ対策マニュアル等策定指針（改訂版）」を作成した。本策定指針における改訂のポイントは、下記のとおりである。

【改訂のポイント】

<構成の変更>

- テロが発生する前に実施する対策（予防対策）や準備（事前準備）を規定した事前対策、テロが発生した際の対応を規定した事後対策（テロ対策マニュアル）の 2 部構成に変更。

<対象の明確化>

- 本策定指針は、特に中小規模の水道事業者等におけるテロ対策の促進を目的としている。そのため、少ない職員数や限られた予算の中でも最低限のテロ対策が実施できることを目的としている。

<対策の優先順位>

- 保有する全ての水道施設に対して完璧な対策を実施することは、少ない職員数、限られた予算では困難である。そこで、全ての水道施設に対して必要最低限の対策を実施した上で、重要な水道施設には優先的に対策を実施する必要がある。重要な水道施設を特定するにあたり、水道施設に対する脆弱性評価・影響度評価・危害分析を実施する。

<重層的な本部体制>

- 犯行予告の確認や(オリンピック等の)イベント開催等、テロ発生の可能性が高まる状況にも柔軟に反応できるよう警戒レベルを設定。**警戒レベルに合わせて、警戒本部、対策本部と重層的な本部体制を設置。**

<情報を軸とした対策の強化>

① 情報の収集・集約

- 対策本部の組織体制に、テロ発生時の被害や活動状況等の情報を収集・集約するため、情報統括チームを新設。

② 情報の共有

- 警察等の関係機関との連携を促進するため、現地連絡調整担当を設置し、関係機関との情報の共有を実施。
- 他の水道事業者等からの応援(応急給水や応急復旧)を促進するため、対策本部内に受援体制を明記し、応援水道事業者等との情報の共有を実施。

③ 情報の発信

- 水道の断減水等による社会混乱の発生を防止・抑制するため、住民等の水道利用者に対する広報活動を規定。また、広報活動に用いる広報文のモデルを提示。

1.2. 本策定指針の構成等

(1) 構成

本策定指針は、以下のパートで構成している。

「2. 対策検討の実施手順」は、テロが発生する前に実施する各種対策や準備の検討に関する実施基準を示している。ここでは、全ての水道施設において最低限実施すべき対策を示すとともに、更なる対策を実施するにあたり、優先的に実施する対策や対象施設を選定するための手法について説明する。

「3. 事前対策」は、テロが発生する前に実施する各種の対策等を規定している。ここでは、主にその内容について説明する。

「4. 緊急時体制の確立」は、警戒レベルの設定や警戒本部及び対策本部の組織のあり方について説明する。

「5. 事後対策(テロ対策マニュアル)」は、テロ発生時の各種の活動について説明する。

「6. 継続的な改善活動」は、職員に対する教育・訓練の実施について説明する。

(2) 本策定指針の中で水道事業者等が実施すること

水道事業者等は、本策定指針の「2. 対策検討の実施手順」や「3. 事前対策」を参考に、自身の水道施設に対して必要な対策を実施する。また、「4. 緊急時体制の確立」や「5. 事後対策(テロ対策マニュアル)」を参考に、テロ発生時に必要な組織体制や活動を定め、必要に応じ、テロ発生にかかる対応計画や対応マニュアル等の見直しを実施するとともに、「6. 継続的な改善活動」を参考に、職員に対する教育・訓練を実施する。

2. 対策検討の実施手順

2.1. テロ対策検討の実施手順

保有する全ての水道施設に対して、①脆弱性評価の結果に基づき、基礎対策を実施する。また、②脆弱性の再評価及び③影響度評価を踏まえて危害分析を行い、その分析結果に基づき、特定された優先対策施設に対しては、多層的な対策を実施する。

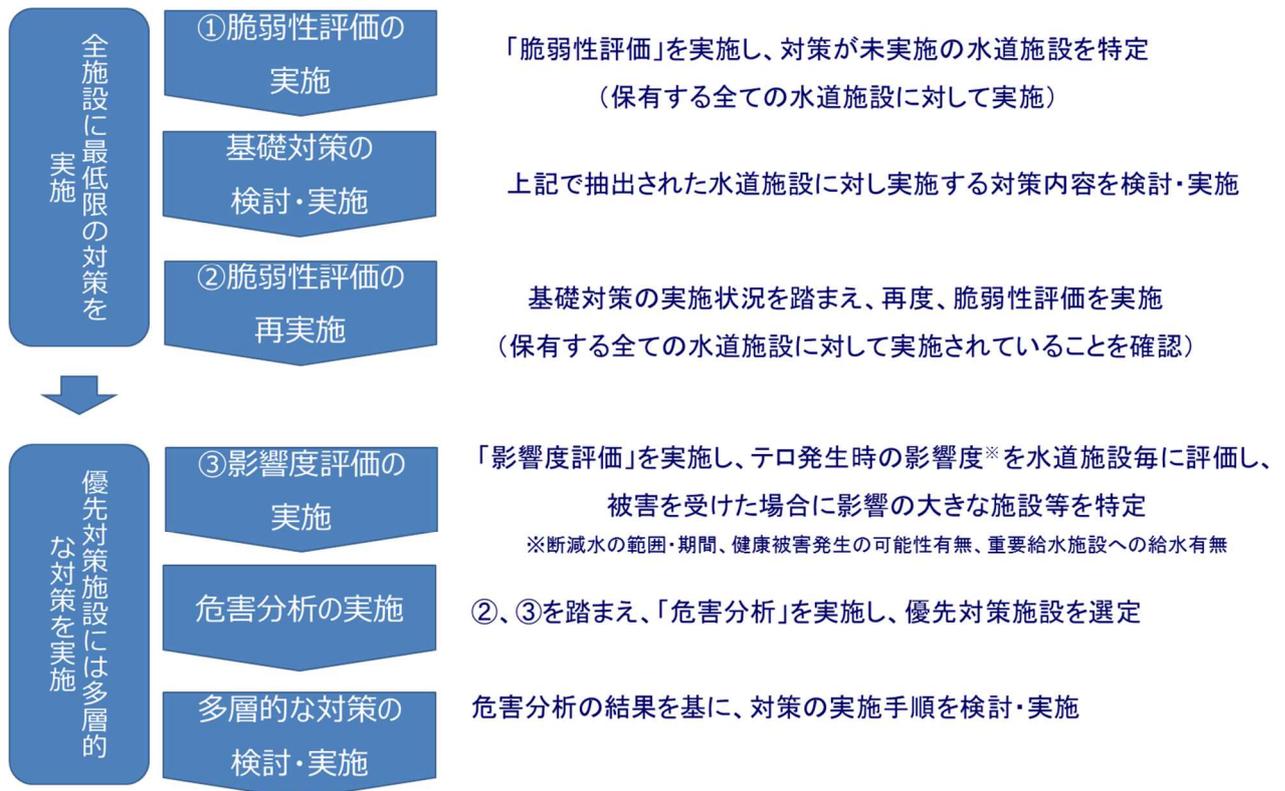


図 2-1:テロ対策マニュアル等策定指針における対策検討の実施手順

2.2. 評価・分析の考え方

多様な施設が広範囲に点在するという水道事業の特性を踏まえると、全ての水道施設を対象に完璧な対策を実施することは困難である。そのため、必要最低限の対策を実施するとともに、被害を受けた場合に社会的影響が大きいなど優先的に対策を要する水道施設を選定した上で、優先的に実施すべき対策について特定することが必要である。

なお、優先的に対策を要する水道施設とは、住民等の水道利用者に対する安全な水の提供に関して重要な役割を担っているながらも、十分な対策が実施されていない施設のことをいう。

(1) 脆弱性評価の実施

脆弱性評価の目的は、保有する全ての水道施設に対して、対策の実施状況を評価し、対策が実施されていない施設(=脆弱な施設)を特定することである。なお、評価は、保有する全ての水道施設において、最低限の対策を実施しているか否かを評価することが主眼である。

(2) 脆弱性評価の再実施

脆弱性評価の再実施の目的は、最低限の基礎対策を実施後の水道施設に対して、対策の実施状況を再評価し、脆弱性を相対化することである。

(3) 影響度評価の実施

影響度評価の目的は、保有する水道施設がテロの攻撃を受けた際に給水区域の住民に与える影響を評価し、影響度の高い施設(=重要施設)を特定することである。

(4) 危害分析の実施

危害分析によって脆弱性及び影響度を総合的に評価し、優先対策施設を選定する。

(5) 評価等の進め方

脆弱性評価や影響度評価、危害分析を実施する際、できる限り多くの職員に参加してもらい、ワークショップ形式で実施することが望ましい。その際、施設の状況に精通している職員、施設の警備体制等について精通している職員等、様々な視点から評価できる職員を選定することが望ましい。

また、評価等を実施する際には、給水区域が俯瞰できる地図、各施設の見取り図を用意し、ワークショップ参加者の認識の一致を図る。

3. 事前対策

3.1. テロ対策の基本方針

(1) テロの特徴

テロリストやテロ組織、水道施設に対して危害を与えようとする個人(含む愉快犯)がテロを計画する場合、**社会的影響(被害)**を大きくしようと画策する傾向にある。

表 3-1:水道施設に対するテロ発生時の影響

	影響	内容
1	断減水影響	水道施設がテロにより破壊されることで、給水区域への給水が停止。
2	健康影響	化学剤等の有毒物質の投入により水質を汚染されることで、水道を利用(飲用)した不特定多数の住民等への健康被害が発生。

また、同じくテロを計画する場合、テロが**成功する可能性**を大きくしようと画策する。そのため、警戒・警備が弱く、侵入(及び逃走)が容易な水道施設を攻撃の対象として選定する。

上記のことから、テロに狙われやすい水道施設とは、警戒・警備が弱く、侵入(及び逃走)が容易で、攻撃された場合、大きな影響が発生する施設であると言える。

そのため、テロ対策としては、第一にテロ発生を未然に防ぐこと、そして万が一テロが発生した場合でも、被害を極小化することが重要である。

水道事業者等に求められるテロ対策は、大きく以下の2点と整理される。

【水道のテロ対策】

- 未然防止 : 水道施設に対してテロリスト等の侵入を防ぎテロ発生を未然に防止
- 被害軽減 : テロが発生した場合でも被害の極小化と早期の復旧(水道の給水再開)

(2) テロ対策の種類

テロ対策として、目的の面から下記 2 種類の対策がある。なお、各対策には実施面の点から、ハード/ソフトの 2 種類がある。

① 未然防止を目的とする対策

水道施設に対してテロリスト等の侵入を防ぎテロ発生を未然に防止するための対策として、ハード面の対策では、フェンスや監視カメラの設置等がある。また、ソフト面では、水道施設の図面を外部に漏洩させない等の対策がある。

② 被害軽減を目的とする対策

テロが発生した場合でも被害の極小化と早期の復旧(水道の給水再開)を実施するための対策として、ハード面の対策では、水質監視機器の活用等がある。また、ソフト面では、警察や消防等の関係機関、地域住民との連携、職員に対する訓練の実施等の対策がある。

表 3-2:テロ対策の 4 つの種類

		目的面	
		未然防止	被害軽減
実施面	ハード	【類型 A】 例:フェンスや監視カメラの設置	【類型 B】 例:水質監視機器の活用
	ソフト	【類型 C】 例:施設図面の管理徹底	【類型 D】 例:関係機関、地域住民との連携

(3) 基本方針

テロの発生を全ての水道施設に対して周囲をフェンスで囲い、監視カメラを設置し、警備員を巡回させること(上記表 3-2 の【類型 A】に該当する対策)は、実施することが可能であれば極めて有効なテロ対策であるが、前述のとおり人的及び費用の面から困難である場合が多い。また、特定の水道施設のみに対して万全の対策を実施した状態でも、対策として十分とはいえない。

また、テロの未然防止のみに経営資源を集中的に投入したとしても、設置したフェンスが破られる、監視カメラの死角から侵入される、水道事業者等の関係者(取り引きのある業者等)による内部

犯行等により、万が一にもテロが発生した際の迅速かつ的確な対応ができなかった場合、水道事業者等のみならず給水区域内の社会・経済活動に対して、特に水道水を利用（飲用）する住民の健康被害に大きな被害を与える危険性がある。

そこで、限られた人的及び費用面の制約を踏まえ、ソフト／ハード両面の対策を駆使しながら、水道施設に対し、未然防止及び被害軽減の両方の対策を実施することで、対策を行うことを基本とする。

3.2. 基本的な考え方

(1) 未然防止を目的とする対策

① テロの標的になりにくくするための対策（標的回避対策）

標的回避のための主な対策として、下表の対策が考えられる。

表 3-3:テロの標的になりにくくするための対策（標的回避対策）

	対策（施策）	内容	対策の種類		
			ハード	ソフト	類型
1	図面の管理徹底・流出防止	水道施設の図面には、水道施設の弱点（侵入が可能な場所、破壊されれば甚大な被害が発生する場所等）が記載されている可能性があるため、図面の管理を徹底し、外部への流出を防止。		○	C
2	施設の情報管理の徹底	施設見学者に写真撮影等を禁止する、またはSNSへの投稿を禁止するなどの情報管理を要請。		○	C

② テロの侵入を防ぐことのできる水道施設にするための対策

侵入防止のための主な対策として、下表の対策が考えられる。

表 3-4:テロの侵入を防ぐことのできる水道施設にするための対策

	対策(施策)	内容	対策の種類		
			ハード	ソフト	類型
1	フェンスの設置	水道施設周辺に設置し、物理的にテロの侵入を阻止	○		A
2	入門ゲートにおける入退室管理の実施	水道施設の入り口にて訪問者の入退室管理を実施し、不審者の侵入を阻止		○	C
3	監視カメラの設置	水道施設周辺に設置し、監視、不審者(テロ)の侵入確認を実施	○		A
4	警備員、職員の配置・巡回	警備員や「警備中」等の腕章を着けた職員を配置し、水道施設周辺を巡回。不審者の発見や声掛け、フェンス破損や監視カメラ等の故障等の異常を確認		○	C
5	警察との連携	警察と連携し、水道施設周辺の警戒・警備の強化		○	C

(2) 被害軽減を目的とする対策

① テロ発生を早期に発見・確認するための対策

テロの早期発見・確認のための主な対策として、下表の対策が考えられる。

表 3-5:テロ発生を早期に発見するための対策

	対策(施策)	内容	対策の種類		
			ハード	ソフト	類型
1	水質監視機器の設置	原水や浄水の水質を監視する機器を活用。なお、物理化学センサー(濁度計、pH計、電気伝導率計等)、バイオアッセイ(バイオセンサー等)を設置している場合は、水質監視機器の補助的役割として活用	○		B
2	監視カメラの設置	監視カメラを活用し、異常が認められる場合は、異常の具体的な内容について確認	○		B
3	職員、警備員の巡回及び急行	異常を早期に発見するための職員や警備員が巡回。また、異常を覚知した際に現地の状況を早期に確認するために警備員をその現場に急行(警備員の現場急行について、警備会社と事前に契約を締結)		○	D
4	警察との連携	警察と連携し、水道施設周辺の警戒・警備の強化		○	D
5	地域住民との連携	水道施設が所在する地域の近隣住民に異常(特に水道水の異変)を発見した際の水道事業者等への連絡を依頼		○	D

【参考】地域住民との連携の方法

地域住民に対して水道事業者等として期待する活動(不審者や不審物・不審車両を発見した際の水道事業者等への連絡、施設の破損個所発見時の水道事業者等への連絡等)や緊急時の連絡先については、看板への掲出や、HPへの掲載など、予め共有しておく必要がある。また、より一層地域住民との連携強化のため、住民限定で水道施設の見学会を開催する、町内会の催し物に事業者として参加するなどにより、平時から「顔の見える関係」を構築することも有効な手段のひとつである。

また、地域住民と共同して自然災害やテロに対する訓練を実施することも有益な対策である。訓練の際は、地域の警察や消防からも職員の参加を要請することにより、水道事業者等、地域住民、警察や消防の強いパートナーシップを構築することも有益である。

② テロによる被害の軽減及び早期の復旧を行うための対策(事前準備)

水道施設がテロ攻撃を受けた場合、対策本部を設置し、被害情報の収集、関係機関との連携、他の水道事業者等に対する応援要請、住民等に対する広報活動を実施する必要がある(詳細は、「4. 緊急時体制の確立」、「5. 事後対策」を参照)。

これらの活動を効果的・効率的に実施するため、平時から事前に準備を進める必要があり、その主な事前準備内容は、下記が考えられる。

表 3-6:テロ発生時に備えた事前準備

	対策(施策)	内容	対策の種類		
			ハード	ソフト	類型
1	対策本部の設置基準、役割等の事前整理	迅速に対策本部を設置し活動を開始できるよう、対策本部の設置基準、役割等を事前に整理		○	D
2	関係機関との役割分担等の事前整理	警察や消防等の関係機関と緊密な連携が行えるよう、活動や役割の分担、情報共有の方法等について事前に整理		○	D
3	広報活動の内容・手順の事前整理	広報文のテンプレートの作成等、迅速かつ的確な広報活動を実施できるよう事前に整理		○	D
4	教育・訓練の実施	職員に対する教育・訓練を実施し、テロ発生時の職員の対応力を向上		○	D
5	受援体制の事前整理	応急給水・応急復旧を実施するため、他の水道事業者等からの応援を受け入れる体制(受援体制)を事前に整理		○	D
6	復旧手順等の事前整理	応急給水や水道施設の復旧を行うための手順や職員の役割分担等を事前に整理		○	D
7	復旧に必要な資機材の事前準備	迅速な復旧ができるよう、復旧に必要な資機材の事前準備	○		B
8	バックアップの整備	施設や設備等が破壊されても住民等に対する給水を継続できるよう、代替の施設や設備等のバックアップを整備	○		B

4. 緊急時体制の確立

4.1. 情報収集・連絡体制の確立

(1) 警戒レベルの設定

水道施設に対して攻撃が行われた際に設置する対策本部に加え、テロ発生の予兆がある場合、テロに対する警戒が必要な場合に水道施設の警戒・警備を指揮する警戒本部を設置する必要がある。警戒本部の設置、警戒本部から対策本部への改組を迅速に実施するため、それぞれの本部の設置基準となる状況を設定し、状況毎に警戒レベルを定める。

なお、イベントの開催など予め警戒すべき期間が明らかな場合は、水道施設の重要度等に応じて警戒期間を設定する。

表 4-1: 警戒レベルの設定

レベル	該当する状況	本部体制	設置権限	主な活動
レベル 1	下記の状況に該当しない場合	平常体制	—	テロ対策マニュアルの整備、教育・訓練の実施
レベル 2	他の水道事業者等または給水区域外の市町村に対してテロの犯行予告がなされた場合 給水区域外の重要インフラ施設が攻撃された場合 給水区域内で重要インフラ施設以外が攻撃された場合 給水区域外にてビッグイベント開催される場合			警戒・警備体制の強化 都道府県、市町村、警察や消防との連携訓練の実施
	給水区域内にてイベントが開催される場合			上記の活動に加え、イベント主催との連携訓練の実施
レベル 3	他の水道事業者等が攻撃された場合 給水区域内の重要インフラ施設が攻撃された場合 自身に対してテロの犯行予告がなされた場合	警戒本部	水道技術管理者または、設置権限者として指定された者	24 時間体制の警戒・警備体制に移行 警察や消防との情報連携体制の構築 都道府県、市町村、警察や消防との警戒体制の構築
	給水区域内にてビッグイベント開催される場合			上記の活動に加え、ビックイベント主催者との連携訓練の実施

レベル 4	自身の水道施設に対して攻撃が行われた場合 テロとは断定できないが水道施設において被害が発生している場合	対策本部		被害状況等の情報収集・集約や応急復旧、応急給水、広報活動等の応急対策の実施
	給水区域内の市町村にて災害対策本部等が設置された場合			市町村からの求めに応じた活動

表 4-2:「レベル 2」と「レベル 3」の差異

項目	レベル 2	レベル 3
他の水道事業者等 ・ 給水区域外	犯行予告がなされた場合	水道関連施設が攻撃された場合
	重要インフラが攻撃された場合	—
	オリンピックやサミット等の国家的なビッグイベントが開催される場合	—
自水道事業者 ・ 給水区域内	一般施設が攻撃された場合	重要インフラが攻撃された場合 自身に対して犯行予告がなされた場合
	祭り等、毎年恒例のイベントが開催される場合(事前警戒を含む)	オリンピックやサミット等の国家的なビッグイベントが開催される場合

表 4-3:オリンピックやサミット等の国家的なビッグイベントが開催される場合の設定例

項目	警戒期間	警戒強化期間
最重要施設※	2 ヶ月前から	1 週間前から
重要施設	1 ヶ月前から	1 週間前から
その他施設	1 ヶ月前から	イベント開催中

※最重要施設とは、一般にビッグイベントが開催されるエリアの給水を担う水道施設を設定する

(2) 警戒の解除

警戒の解除について、期限などの定量的な基準を設けることはできない。

警戒の解除にあたっては、警察等の関係機関と協議するなど、危険性について第三者の評価を求めることが望ましい。また、警戒を解除した際は、速やかにその旨を県や市、警察等の関係機関に共有する。

また、警戒を解除した後も、引き続き「レベル2」による体制を維持するなど、段階的な解除を実施することが望ましい。

(3) 警戒本部

① 警戒本部の活動

「レベル3」に該当する状況が発生した場合、水道施設の警戒・警備を強化するため、水道事業者等は警戒本部を設置する。なお、設置した旨を都道府県、市町村の関係部局に対して報告する。警戒・警備活動の状況は、定期的に報告する。

水道事業者等は、監視カメラ等による24時間の水道施設の監視活動、重要施設への警備員の常駐・増隊等を行う。

「レベル3」に該当する状況が発生した場合、警戒本部は、24時間警戒・警備活動を行えるよう、警戒班を3班編成し、24時間体制を構築する等、長期的な活動を視野に入れた体制を構築する。また、警察や消防に協力を要請することを想定し、予め要請に必要な手続きの確認をしておく。依頼文を事前に作成するなどし、迅速に要請を行えるよう事前準備を実施する。

また、管理する水道施設に加え、イベント会場等の大規模集客施設や住宅地の貯水槽についても保健衛生部局と密に連携し、テロに対する予防措置、警戒・警備を強化する。

表 4-4:警戒対策の実施例

強化項目	具体的な実施内容
水質検査の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・有毒物の監視(項目の増加) ・水質検査の強化(回数の増加)
機械による監視強化	<ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラ、赤外線センサーの追加設置
警備会社による巡回強化	<ul style="list-style-type: none"> ・浄・配水施設の巡回強化(箇所、回数の増加)
職員による点検・巡回強化	<ul style="list-style-type: none"> ・浄・配水施設の巡回強化(箇所、回数の増加) ・水管橋の巡視(重点的な巡視)
漏水調査	<ul style="list-style-type: none"> ・配水管の臨時漏水調査 ・給水管の臨時漏水調査
鉄蓋・メーターボックス等の封印	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄蓋、メーターボックス等の封印(警察との共同)
イベント会場等からの定時連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント会場や主要宿泊施設等からの定時報告
イベント会場等に対する立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント会場等に対する事前の立入検査

【参考】警察等に対する警備への協力を依頼する際の依頼文(例)

〇〇警察署長 殿

水道施設の巡回警備の依頼について

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

〇〇(水道事業者名等)

〇〇月〇〇日に〇〇(水道施設への不審者の侵入や犯行予告の確認等)が発生したことを受け、当局においても契約している警備会社及び職員による巡回警備を行うなど、警戒体制の強化を図っているところです。

つきましては、貴署所轄内に所在する当局水道施設に対して巡回による警備の強化をお願いいたく、依頼申し上げます。特段のご配慮賜りますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

〇〇(水道事業者等名) 〇〇課

担当:〇〇、〇〇

電話:〇〇-〇〇〇-〇〇〇

Fax:〇〇-〇〇〇-〇〇〇

② 警戒本部の体制

警戒本部の体制のモデルは、下記のとおりである。なお、警戒本部として、市町村や警察、消防等の関係機関と協力する際、関係機関との窓口を設置する必要がある。

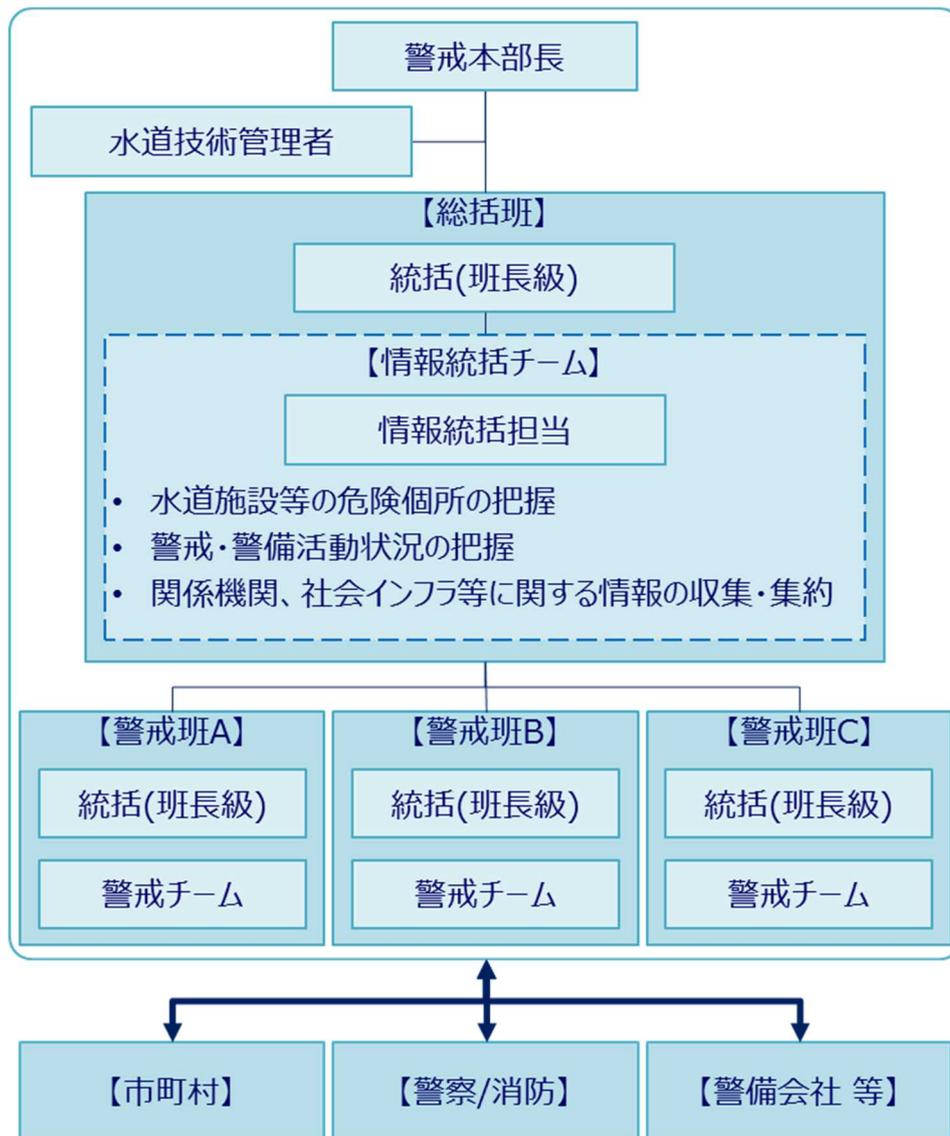


図 4-1: 警戒本部の体制

(4) 対策本部

① 対策本部の設置

水道施設における異常発見の報告を受けた際、迅速に対策本部を設置できるよう、事前に対策本部の設置基準、設置権限者を定める。なお、テロ発生当初は、発生している被害の原因がテロと断定することは極めて困難であるため、対策本部の設置基準として「テロ発生」(原因事象)に加え、「水道施設の破壊」「水質の異常」等の結果事象を規定することが望ましい。

対策本部の設置権限者を指定する際、指定された設置権限者が外出や出張等により不在になる場合も想定し、必ず代行者も事前に指定する。代行者を指定する際は、上記の理由により、外出や出張の多さ等を勘案して指定する。なお、設置権限者は必ずしも対策本部長である必要はない。

② 対策本部の組織・活動

対策本部が実施する必要がある活動は、下記のとおりである。これらの活動を実施するために、必要な要員を充て、対策本部を組織する。

表 4-5: 対策本部に求められる機能と内容

	機能	内容
1	意思決定	・ 水道事業者等として実施すべき活動全般、特に水道サービスの継続・停止の判断等の意思決定を実施する
2	職員に対する指揮・統制	・ 職員に対して活動を指揮する ・ 水道事業者等全体として活動内容を統制する
3	情報の収集・集約・共有	・ 被害状況等の情報を収集し、一元的に集約する ・ 集約した情報を水道事業者等内で共有する。必要に応じて関係機関に対して報告、情報提供を実施する
4	関係機関との連携	・ 関係機関からの問い合わせの窓口となる ・ 関係機関に対して報告、情報提供を実施する(再掲)
5	資機材の手配・管理	・ 対策本部の活動を実施・継続するために必要な資機材を手配する。必要な場合は購入する ・ 手配・購入した資機材、特に食料や水等の備蓄品について数量を定期的に確認し、不足を把握する
6	職員の福利厚生の確保	・ 職員に対して必要な休息(含む仮眠)を提供する ・ 職員が休息できるよう、対策本部としてのローテーション体制を構築する
7	応急対策の実施	・ 各種の応急対策を実施する

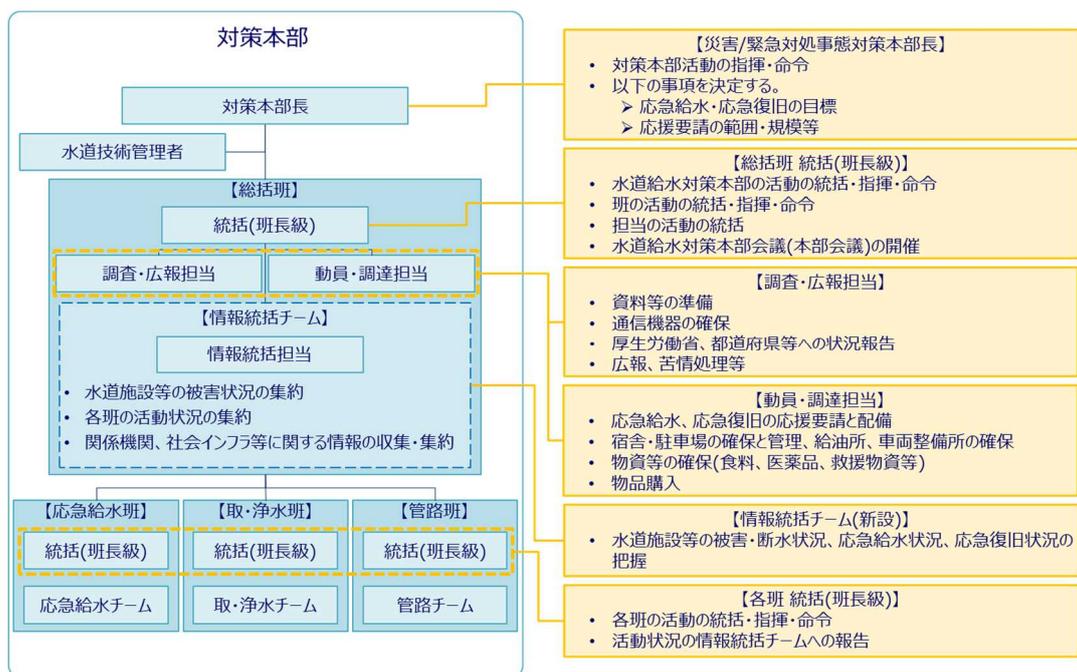


図 4-2: 対策本部の組織

表 4-6: 対策本部体制での活動内容

	体制	活動内容	
1	対策本部長(副本部長)	・ 水道事業者等として実施すべき活動全般の意思決定を実施する	
2	水道技術管理者	・ 給水の停止及び復旧・再開を決定する	
3	総括班	統括(班長級)	・ 職員に対して活動を指揮する ・ 水道事業者等全体として活動内容を統制する
4		情報統括チーム	・ 被害状況等の情報を収集し、一元的に集約する ・ 集約した情報を水道事業者等内で共有する。必要に応じて関係機関に対して報告、情報提供を実施する
5		調査・広報担当	・ 関係機関からの問い合わせの窓口となる ・ 関係機関に対して報告、情報提供を実施する(再掲)
6		動員・調達担当	・ 対策本部の活動を実施・継続するために必要な資機材を手配する。必要な場合は購入する ・ 手配・購入した資機材、特に食料や水等の備蓄品について数量を定期的に確認し、不足を把握する
7			・ 職員に対して必要な休息(仮眠を含む)を提供する ・ 職員が休息できるよう、対策本部としてのローテーション体制を構築する
8			応急給水班 取・浄水班、管路班

5. 事後対策

5.1. 事後対策の概要

本章では水道事業者等が、テロが実際に発生した後に実施する各種の活動(事後対策)について記載したテロ対策マニュアルを作成するにあたり、参考となるよう、その記載内容を説明する。

テロ発生時の水道事業者等における活動内容は次のとおりである。

表 5-1:テロ発生時の活動

	テロ発生時の活動
1	被害及び活動に関する情報の収集・集約・報告
2	関係機関との連携
3	応急給水・応急復旧の実施
4	広報活動の実施

5.2. 被害及び活動に関する情報の収集・集約・報告

テロ発生により生じた水道施設への被害状況、被害に対する活動状況等について情報を収集・集約し、厚生労働省(大臣認可)、都道府県(大臣認可・知事認可)のほか、市町村、警察等の関係機関に報告する。

爆発音の感知、施設の破損・破壊等の異常を発見した際、職員が迅速に報告できる体制(窓口)を定める。なお、異常を発見した際に職員がむやみに現場に立ち入ることが無いよう、安全確保について事前に教育を実施する。

また、立ち入ることが必要である場合には、マスク(可能であれば防毒マスク)等で防護し、複数名で対応すること。なお、防毒マスク等を準備している場合は、平時よりマスク着脱の訓練を実施する。また、職員には通信設備を携行させることが望ましい。異常を発見した際、最寄りの警察署や消防本部・消防署に対して、異常発見の通報を迅速に実施する。

5.3. 関係機関との連携

テロに対する応急活動を実施するためには、厚生労働省、都道府県・市町村、警察や消防等の関係機関との密な連携が必要不可欠である。特に警察や消防と緊密な連携を図る必要がある。

表 5-2:関係機関との連携

水道事業者等の役割	警察や消防の役割
<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の被害状況の確認 施設運転の変更 給水停止の判断・実施 代替手段による応急給水 水道施設の復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設周辺の安全確保(新たな爆発物等がないことの確認) 危険区域のゾーニングと除染 負傷者に対する手当て 救助救急、消火活動

警察や消防においては、テロ発生現場における指揮所・調整所(各地の警察本部や消防本部において名称や設置基準が異なるが、本マニュアルでは「現地連絡調整所」と統一する。なお、現地連絡調整所には都道府県や市町村の職員、医療機関・DMAT も入り、テロ対応を統合的に指揮・統制する)を設置することが多い。

関係機関と連携するため、必要に応じて、もしくは求めに応じて、現地連絡調整所に職員(現地連絡調整担当)を派遣する。また、市町村(場合によっては都道府県)の対策本部への派遣についても検討する。

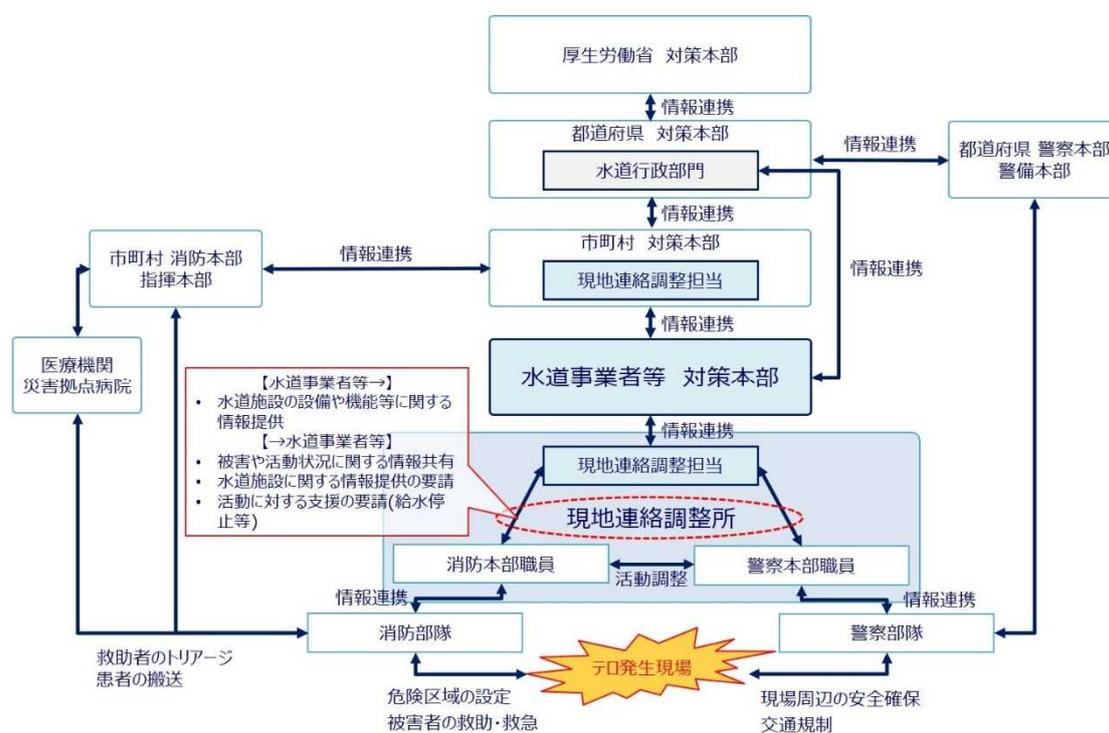


図 5-1:関係機関との連携

5.4. 応急給水・応急復旧の実施

(1) 応急給水・応急復旧の実施

各種施設における被害状況に応じて、他の危機管理対策マニュアル策定指針、日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」を活用し、断水地域での応急給水、水道施設の応急復旧を実施する。なお、他の水道事業者等からの支援を受ける場合、対策本部として支援を受ける体制(受援体制)の確立が必要である。

表 5-3:関連する各種マニュアル

	実施する対策	参考にするマニュアル
1	汚染された水質への対策	厚生労働省「水質汚染事故対策マニュアル策定指針」
2	被害を受けた水道施設の復旧等	厚生労働省「施設事故対策マニュアル策定指針」
3	被害を受けた管路の復旧等	厚生労働省「管路事故対策マニュアル策定指針」
4	他水道事業者等への応援要請	日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」

(2) 受援体制の確立

水道事業者等として保有する施設や資機材(給水車)だけでは住民に対する十分な応急給水等ができない場合、日本水道協会の協力の下、被災地における応急給水等に係る受援体制を確立する。応援事業者等が複数存在する場合、応援部隊を統括する者(以下、「応援事業者等統括」という。)は、応援事業者等の統括を行うとともに、受援側の総括班と連携し、応急給水等が必要な地域及び実施体制等を決定する。

応援事業者等の活動状況について「情報統括チーム」に共有する。なお、応援事業者等統括は受援側より応援事業者等部隊を指揮できる者を充て、受援側統括班内に席を設ける。指揮調整チームは、応援事業者等統括の指示の下、応急給水が必要な地域に対して応援事業者等を派遣する。また、応援事業者等の活動状況を把握し、応援事業者等統括に報告する。

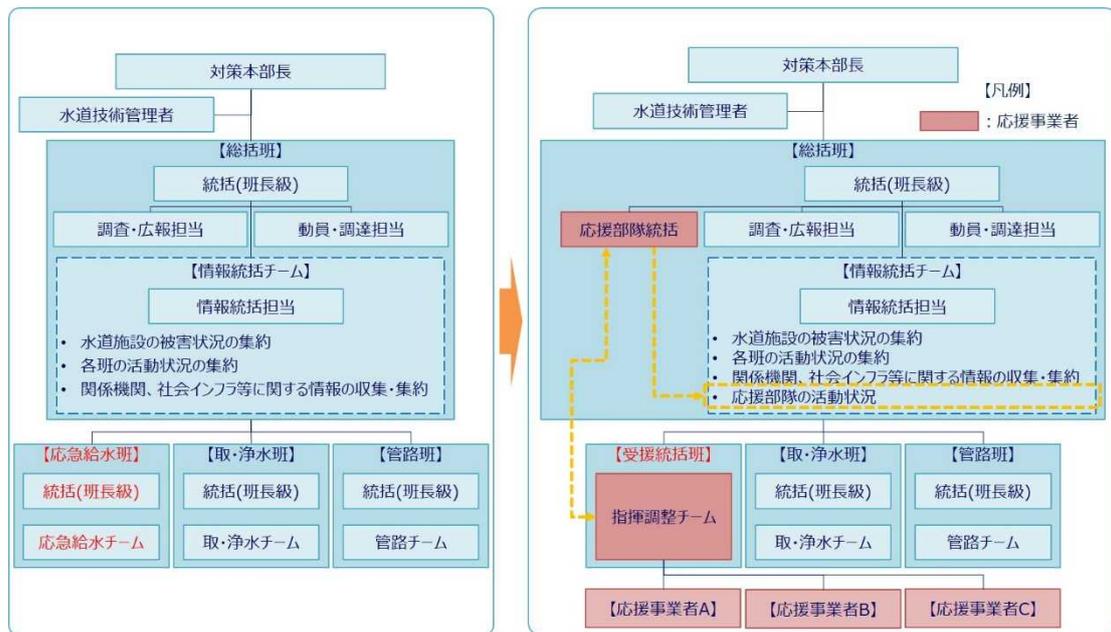


図 5-2: 受援体制のモデル

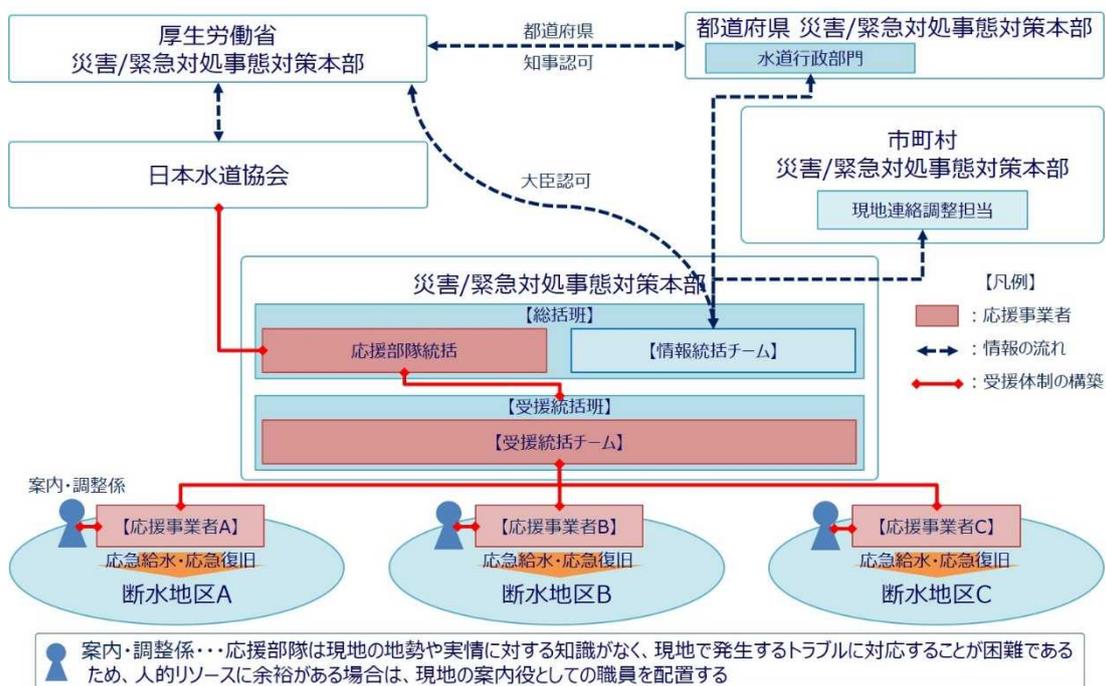


図 5-3: 受援関係のイメージ

5.5. 広報活動の実施

(1) 広報活動の概要

社会活動や住民の安全を支える重要インフラである水道が攻撃を受けることは、住民にパニックが起きる可能性がある。パニックの発生を防止・抑制、また発生したパニックを終息させるため、水道事業者等は積極的な情報発信等の広報活動が求められる。

一方、広報活動を迅速に行うことを優先して、誤った情報や関係機関と異なった情報を出してしまった場合、却ってパニックを発生または拡大させることに繋がりがかねない。そのため、広報を行う際は、発信する内容、発信を行うタイミングについて関係機関の間で十分に合意することが必要である。また、都道府県や市町村等が記者会見を実施する際は、水道事業者等からも職員を同席させる等、連携体制を強くアピールすることも検討する必要がある。そのため、「情報統括チーム」と「調査・広報担当」、「現地連絡調整担当」は密に連絡を取り合い、迅速かつ正確な広報活動を実施する。

広報活動を行う際、情報弱者を生まないようにするため、複数の媒体(防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、記者会見、ビラの配布、Twitter 等の SNS、デジタルサイネージや HP 等)を活用する。また、近年は SNS によって風評被害やデマが発生・拡散しやすい環境にある。風評被害やデマの発生・拡散を防止・抑制するため、水道事業者等としてもいち早く SNS を用いて公式情報として正しい情報を発信する必要がある。

広報活動を行う際、下記の原則に留意して広報文を作成すること。また、迅速に広報文を作成するためには、事前に広報文のテンプレート(「(3) 広報文のテンプレート」を参考)を作成することが重要である。

(2) 広報文の作成

広報文を作成する際、下記の点に留意する。

表 5-4: 広報文作成の留意点

	留意点	内容
1	期待する行動・活動の明記	住民等水道使用者に期待する行動や活動内容を明確にする。特に、水質が汚染された場合(またはその可能性がある場合)は、水道水を飲まないことを明確に伝達
2	情報源の明記	特に水道水の安全宣言を出す場合など、なぜ安全であると確証できるのか、その根拠となる資料(データ)、水質検査を実施した研究所等の機関の名称を明記。同じく、広報文の作成者として水道事業者等自身の署名を明記
3	明瞭・簡潔な表現	読者の解釈の余地がある回りくどい表現や曖昧な表現の利用を避ける。誰が読んでも同じ結論が得られるよう、明瞭・簡潔な表現で広報文を作成。必要に応じて写真や地図を用いて視覚的にわかりやすい広報文を作成
4	一般的な用語	読み手が解読を必要とする専門用語の使用は極力控える。専門用語を用いる必要がある場合は注釈等で説明する
5	最新性の確保	広報文がどのタイミングで作成されたのか、複数発出された広報文の中でどの文章が最新であるか判断するため、日付・時刻を明記。続報等、情報や記載内容が更新された場合は、変更点に下線を引くなど、その部分を明確化する

(3) 広報文のテンプレート

① 給水停止(及び再開)に関する広報文(例)

〇〇(読者)宛

〇〇地域における水道水の給水停止のお知らせ(第1報)

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

〇〇(水道事業者等名)

〇〇月〇〇日に発生した〇〇(テロの概要)により、〇〇施設(被害を受けている水道施設)の一部が損壊したため、〇〇月〇〇日〇〇時より、給水を停止しています。早期に被害の全容把握を行い、施設の機能回復に努めておりますので、今しばらくの間、給水停止にご理解をお願いいたします。

給水停止に際し、下記を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 〇〇(場所)にて応急給水を実施します。各家庭よりボトル等を持参して下さい。
- なお、各家庭に対して給水できる量は、〇〇ℓまでです。

なお、給水再開の見通しは現時点では未定です。見込みが立ち次第、再度広報致します。

【問い合わせ先】

〇〇(水道事業者等名)災害対策本部

電話:〇〇-〇〇〇-〇〇〇

Fax:〇〇-〇〇〇-〇〇〇

〇〇(読者)宛

〇〇地域における水道水の給水停止のお知らせ(第2報)

※変更点は下線

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

〇〇(水道事業者等名)

〇〇月〇〇日に発生した〇〇(テロの概要)により、〇〇施設(被害を受けている水道施設)の一部が損壊したため、〇〇月〇〇日〇〇時より、送水を停止しています。早期に被害の全容把握を行い、施設の機能回復に努めておりますので、今しばらくの間、節水にご協力をお願いいたします。

なお、給水再開の見通しは〇〇時頃を予定しております。

【問い合わせ先】

〇〇(水道事業者等名)災害対策本部

電話:〇〇-〇〇〇-〇〇〇

Fax:〇〇-〇〇〇-〇〇〇

〇〇(読者)宛

〇〇地域における水道水の給水再開のお知らせ

※変更点は下線

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

〇〇(水道事業者等名)

〇〇月〇〇日に発生した〇〇(テロの概要)により、〇〇施設(被害を受けている水道施設)の一部が損壊したため、〇〇月〇〇日〇〇時より送水を停止しておりましたが、施設の応急復旧を行いましたので、〇〇月〇〇日〇〇時より給水を再開いたします。

皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

【問い合わせ先】

〇〇(水道事業者等名)災害対策本部

電話:〇〇-〇〇〇-〇〇〇

Fax:〇〇-〇〇〇-〇〇〇

② 応急給水の案内(例)

〇〇(読者)宛

〇〇地域における水道水の給水停止と応急給水のお知らせ(第1報)

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

〇〇(水道事業者等名)

〇〇月〇〇日に発生した〇〇(テロの概要)により、〇〇施設(被害を受けている水道施設)の一部が損壊したため、〇〇月〇〇日〇〇時より、送水を停止しています。早期に被害の全容把握を行い、施設の機能回復に努めておりますので、今しばらくの間、節水にご協力をお願いいたします。

なお、下記の要領にて給水車による応急給水を実施します。

—記—

給水場所:〇〇〇〇 (公園や学校など敷地が広大な場合は具体的な場所を指定)

給水時間:〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

要持参:ポリタンクや給水袋、バケツ、ペットボトル等の容器を各自持参

給水量:1人1回〇〇ℓまで

用途:飲料用(飲料用以外の給水を行う場合は、その旨を明記)

以上

【問い合わせ先】

〇〇(水道事業者等名)災害対策本部

電話:〇〇-〇〇〇-〇〇〇

Fax:〇〇-〇〇〇-〇〇〇

6. 継続的な改善活動

6.1. 教育・訓練の実施

実効性のある「テロ対策マニュアル」を策定したとしても、非常時に職員がその内容を理解していなければ、十分な即応体制がとれているとは言えないため、テロ対策や「テロ対策マニュアル」に関する知識・情報を共有する機会として、教育のための研修会やワークショップ、訓練等の教育・訓練を継続的に実施する必要がある。

職員に対する教育・訓練を実施する流れとして、下記のステップ(STEP)を取ることが望ましい。これらのステップを踏むことで、各職員が知識や情報を身につけるとともに、テロ対策に対する意識が醸成される。

表 6-1: 教育・訓練の流れ

STEP	イベント	目的	方法(一例)
STEP 1	研修会	水道事業者等の職員として身につけておくべきテロ及びテロ対策に関する知識、テロ対応時の役割や組織を認識	国・自治体職員や外部有識者が講師として講演を実施
STEP 2	ワークショップ	脆弱性評価等を自ら実施し、水道施設の脆弱性等を認識。テロ対策への意識を醸成	必要な職員が集まりワークショップ形式で脆弱性評価等を実施
STEP 3	訓練	テロ発生時の職員の対応力向上、「テロ対策マニュアル」の実行性を検証	訓練シナリオを作成し、テロ発生時を想定した図上訓練を実施

訓練は、目的に応じて該当する訓練を実施し、また、複数の訓練を組み合わせることで実施することが望ましい。年間を通じた訓練スケジュールを定めるとともに、概ね 2~3 年の訓練計画を定め、段階的な訓練のレベルアップを図ることが望ましい。

表 6-2: 訓練の類型(例)

	目的	参加者	シナリオ	訓練手法
1	策定した「テロ対策マニュアル」について、内容の網羅性、他マニュアルとの整合性を確認	「テロ対策マニュアル」策定に携わった職員、各部門や施設のテロ対策でコアとなる職員	事前開示	災害シミュレーション：シナリオに対して一問一答形式で回答

2	策定及び検証された「テロ対策マニュアル」を職員に対して周知、内容について教育	全職員	事前開示	
3	策定された「テロ対策マニュアル」を活用し、職員の対応力を向上	全職員	非開示	図上訓練：付与される情報に対して職員が実地の活動を含めて対応

また、訓練を実施する際に必要となる訓練のシナリオとして、ベースシナリオの例を下記に提示する。

表 6-3: ベースシナリオ(例)

ケース	シナリオ	訓練時間	検証項目
1	施設の事前把握からの爆破テロ	2時間 (テロの犯行予告確認～爆破後1時間)	<ul style="list-style-type: none"> 警戒本部の運営(対策本部への移行判断) テロ発生時の応急対策(被害確認) 住民に対する広報 施設の応急復旧
2	テロの犯行予告無しの中での爆破テロ	2時間 (爆破後2時間)	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部の運営 テロ発生時の応急対策(関係機関との連携) 応急給水に関する受援体制の確立 住民に対する広報 施設の応急復旧
3	テロの犯行予告からの化学剤テロ	3時間 (テロの犯行予告確認～汚染後2時間)	<ul style="list-style-type: none"> 警戒本部の運営(対策本部への移行判断) テロ発生時の応急対策(被害確認、関係機関との連携) 応急給水に関する受援体制の確立 住民に対する広報 排水作業、水質検査

6.2. メンテナンスの実施

下記の確認項目を参考に、講じた対策について日々メンテナンスを実施する。

表 6-4: メンテナンスを行う上での確認項目

	注意点
1	フェンスが破損していないか
2	赤外線センサーや監視カメラは故障していないか
3	資機材は適切に管理されているか

赤外線センサーや水質監視機器では一定の誤報が想定される。誤報が続けば、異常発報の信憑性は低下する。メンテナンス等で誤報を発生させる原因を除去すると共に、発生した誤報は日々データとして記録を取り、どの程度の割合で誤報が発生するか確認する。あまりに誤報が発生する確率が高い場合は、センサー等を修理に出す、設置場所を変える等の対応が必要である。

脆弱性評価、影響度評価、危害分析の実施方法

1. 概要

危害分析等を実施する際、水道施設に関する幅広い知見、水道施設の置かれている実情などを多面的に評価できるよう、複数のコアとなる職員が集まりワークショップ形式で実施することが望ましい。

全ての水道施設に対して、テロ対策の実施状況を確認し、テロに対する施設の脆弱性を分析する(詳細は、「2.1. 脆弱性評価の実施」を参照)。

全ての水道施設に対して、想定されるテロ(テンプレートでは爆破テロ、化学剤テロ)が発生した際の影響度を分析する(詳細は、「2.2. 影響度評価の実施」を参照)。

分析された脆弱性及び影響度の結果、水道施設毎に「リスクマップ」上にプロットする(詳細は、「2.3. 危害分析の実施」を参照)。プロットされた「リスクマップ」を基に優先的に対策を実施すべき水道施設及び対策を特定する。

2. 評価の手順

2.1. 脆弱性評価の実施

(1) 「脆弱性評価シート」の目的

優先的に対策を実施すべき水道施設とは、容易に施設に侵入(アクセス)できる施設である。「脆弱性評価シート」では、各種の水道施設にて実施されている対策の有無により、脆弱性(水道施設への侵入可能性)を分析する。

(2) 分析対象となる対策

分析対象となる対策は、本編「3. 事前対策」にて記載された対策である。なお、既に挙げられている対策に加え個別に実施している対策を評価対象としても差し支えない。

(3) 実施手順

・STEP1

テロの未然防止から各 1 点、テロの被害軽減から 2 点の合計 4 点を確保している水道施設を「対策が実施されている施設」とし、4 点未滿またはいずれかの評価項目を満たしていない(対策にスキのある)水道施設を「対策が実施されていない施設」とする。

上記で抽出された水道施設に対し実施する対策内容を検討・実施する。

・STEP2

対策の実施状況を踏まえて、指標を用いた評価を行う。

(4) 評価の指標

脆弱性の評価指標は、「高」「中」「低」の 3 段階評価としている。評価は対策内容と実施状況を踏まえ、水道事業者等各位において設定する。

(5) 分析(診断)

水道施設毎の対策実施状況を前提に、テロの侵入可能性を分析(診断)する。分析の基準は相対評価とし、水道事業者等各位においてテロの侵入に対して最も脆弱な水道施設を特定する。

2.2. 影響度評価の実施

(1) 「影響度評価シート」の目的

優先的に対策を実施すべき水道施設とは、テロの被害により住民や社会に対して与える影響が大きい施設である。「影響度評価シート」では、各種の水道施設がテロにより攻撃を受けた場合の影響度を5段階に評価する。

(2) 想定されるテロ

「影響度評価シート」として想定しているテロは、下記のとおりである。なお、下記のテロに加え個別にテロを想定しても差し支えない。

	想定されるテロ	内容	被害の様相
1	爆破テロ	水道施設に侵入したテロリストが施設に爆弾を設置(置き)、爆破	水道施設が物理的に破壊※
2	化学剤テロ	水道施設に侵入したテロリストが化学薬品を散布/混入	水道施設の汚染 水質の汚染

※テロリストが使用できる爆弾や爆薬の種類が多岐にわたるため、特定の爆弾や爆薬を想定しない。水道施設が破壊されないという想定では危害分析ができないため、被害を受け施設が利用できないことを最小の被害として想定すること

(3) 評価の指標

テロ発生時の影響度を分析(評価)するため、下記の5段階の評価指標を実施する。

	評価指標	内容(例)
0	影響なし	バックアップがあるため断減水のおそれがない
1	低い	断減水のおそれがある(影響世帯数が100戸未満※)
2	やや重大	断減水のおそれがある(影響世帯数が1,000戸未満※)
3	重大	断減水のおそれがある(影響世帯数が10,000戸未満※)
4	甚大	断減水のおそれがある(影響世帯数が10,000戸以上※)

※影響世帯数については、水道事業者等の規模に応じて適切に設定すること

(4) 分析(評価)

水道施設毎に想定されるテロが発生した場合の影響度を分析。分析の基準は相対評価とし、水道事業者等各位においてテロ発生時に最も影響度が高い水道施設を特定する。

2.3. 危害分析の実施

(1) 「危害分析」の目的

「脆弱性診断シート」で分析された脆弱性と「影響度評価シート」で分析された影響度を基に、付箋等を用いて「リスクマップ」に結果をプロットする。

(2) 「リスクマップ」の見方

「リスクマップ」は、影響度と脆弱性のマトリックスである。影響度が最も高い(甚大)であり、脆弱性も最も高いセルが最も優先的に対策を講じるべき水道施設となる。

		影響度				
		低い	やや重大	重大	かなり重大	甚大
脆弱性	高	4	3	2	1	1
	中	5	4	3	2	1
	低	5	5	4	3	2

(3) 必要な対策の洗い出し

「リスクマップ」を用いて分析された優先的に対策を実施すべき水道施設について、「脆弱性診断シート」にて明らかになった実施されていない対策について優先的に実施する。

影響度評価シート

評価の凡例

影響度評価の対象			影響度分析						合計点	影響度評価 (8点=甚大、6点以上=かなり重大、4点以上=重大、2点以上=やや重大、1点以下=低い)
水道施設 ※複数同種の施設がある場合は、行をコピー	施設名称	施設内の代表的な設備	施設・設備への攻撃			異物混入による攻撃				
			給水区域への給水が停止・減少する			水質が汚染された場合に健康被害が発生する				
—			評価点 (点数が高いほど被害発生時の影響が大きい)							
—			A.給水世帯数	B.Aのうちバックアップにより給水継続が可能な世帯数	C1.影響世帯数 (A-B) [自動計算]	D1.影響度評価 [自動計算] 0. バックアップがあるため断減水のおそれがない 1. 断減水のおそれがある (影響世帯数が100戸未満※) 2. 断減水のおそれがある (影響世帯数が1,000戸未満※) 3. 断減水のおそれがある (影響世帯数が10,000戸未満※) 4. 断減水のおそれがある (影響世帯数が10,000戸以上※)	C2.影響世帯数	D2.影響度評価 [自動計算] 0. バックアップがあるため断減水のおそれがない 1. 断減水のおそれがある (影響世帯数が100戸未満※) 2. 断減水のおそれがある (影響世帯数が1,000戸未満※) 3. 断減水のおそれがある (影響世帯数が10,000戸未満※) 4. 断減水のおそれがある (影響世帯数が10,000戸以上※)	7	かなり重大
記入例 1	〇〇取水場	取水口、導水ポンプ	20,000	13,000	7,000	3	20,000	4		
記入例 2	△△浄水場	着水井、混和池、沈殿池、急速ろ過池、浄水池	300	300	0	0	300	2	2	やや重大
取水施設		(例) 集水埋渠、浅井戸、深井戸、取水櫃、取水塔 など			0	0	0	0	0	低い
導水施設		(例) 導水管、導水渠、原水調整池 など			0	0	0	0	0	低い
浄水施設		(例) 凝集沈殿池、急速ろ過池、緩速ろ過池、膜ろ過設備、消毒設備、浄水池 など			0	0	0	0	0	低い
送水施設		(例) 調整池、送水ポンプ など			0	0	0	0	0	低い
配水施設		(例) 配水池、配水塔、高架タンク、震災対策用貯水施設、追加塩素消毒設備 など			0	0	0	0	0	低い
その他		(例) 通電設備 など			0	0	0	0	0	低い

※影響世帯数については、水道事業者等の規模に応じて適切に設定すること

リスクマップ°（危害分析）

		発生影響度				
		低い	やや重大	重大	かなり重大	甚大
脆弱性	高 (脆弱)					
	中					
	低 (強靱)					

各枠内に施設名を記入し、優先対策施設を選定

テロ事例

1. 国内で発生した水道施設に対するテロ事例

(1) 2000年以前のテロ事例

水道事業においては、成田国際空港の整備に対して、過激派によって昭和 53 年 6 月千葉県北総浄水場への廃油・毒物投入事件が発生している。北総浄水場の沈殿地に、廃油 120 リットルと殺虫剤ダイアジノン、バイジット計 12kg が投入。発見は午前 11 時、投入は全日夕刻と推定された。犯行から発見まで約 16 時間と推定されるが、沈殿池→ろ過池→配水池までの状況で発見され、実害はなし。管理本管から死角となる場所の有刺鉄線の一部を切断して侵入。成田空港に反対する過激派の組織的、計画的犯行と断定。

空港開港日に、現地の開港粉碎集会で反対同盟の戸村一作委員長が、「水や電気、交通機関などを止め、あらゆるゲリラ活動を展開し、成田空港を廃港に追い込む」などの宣言があり、また、ジェット燃料輸送列車妨害事件、空港管制塔破壊事件、空港周辺電話ケーブル切断事件、京成電鉄スカライナー焼打ち事件、東京航空交通管制ケーブル切断事件、日航ホテル成田、転業農民の関連会社社員寮、大韓航空社員寮、空港付属下水道施設などへの一連の火炎ビン投入事件、東京航空局山田レーダー基地・筑波レーダー基地襲撃事件、東京電力送電塔倒壊事件など関連施設に対するゲリラ活動が相次いだ時期に起きたテロである¹。

¹ 水道公論(S53.11月号)

(2) 2000 年以降のテロ事例 (2010 年までに確認できた事例)

	年	都道府県	内容	備考
1	2001	岐阜県	大規模県営水道の水源ダム湖に大量の毒物を投入したとの通報。緊急水質検査や監視強化、取水停止の準備等を実施(詳細は下記※参照)	未遂
2	2004	愛知県	貯水槽に殺虫剤投入。飲用禁止、給水栓で白濁確認。貯水槽の天井の一部が切り取られ、園芸用の殺虫剤の袋を確認	
3	2007	岐阜県	配水池(1000t)の蓋が何者かにより破壊。給水停止、配水車配置、緊急検査、施設の洗浄・消毒を実施。460戸の断水が発生	
4	2010	兵庫県	沈砂池に油状液体浮遊。取水停止及び油・ビニール袋の除去。水質汚染(原水、浄水)実施	
5		熊本県	農薬(有機リン酸殺虫剤)の混入	

※ 2001 年 牧尾ダム毒物混入事案(未遂)

2001 年(平成 13 年)7 月 27 日 午前 8 時 27 分、岐阜県東濃地域 5 市 1 町を給水区域とする東濃用水道の水源である牧尾ダムに毒物(青酸カリ)を投入したとの通報が海上保安庁第 4 管区保安部にあり。岐阜県東濃地域保健所を中心に危機管理対応を実施。

東濃用水道事務所による河川パトロール、緊急の取水停止に備えた調整池での取水開始、場内監視水槽での魚類の異常監視等を実施。

国土交通省並びに愛知県、長野県木曾保健所、岐阜県の各関係機関における簡易水質検査(パックテスト)、関西電力の各ダム目視監視においても異常が認められず、同日 19 時 30 分に危機管理体制を解除。牧尾ダムからの放流を再開。

(3) 飲料水を介して発生した健康危機事例(1983年～2012年)²

過去30年間に飲料水を介して発生した健康危機事例は約590件以上。30年間の合計では化学物質による健康危機事例が最も多かった。人為起源と考えられる油類、農薬、有機化合物、無機物質、消毒副生成物等が多かったが、ヒ素等、天然(地質)由来の汚染物質による健康危機も報告されている。

過去30年間における水道・水源の種類別の健康危機事例数の割合を示す。収集された全健康危機事例数で見ると、上水道で健康危機の発生割合が高いが、健康被害が発生した事例に絞ると、専用水道や小規模水道での健康危機が多い。その理由として、上水道では相対的に水質管理体制が整備されており健康被害に至らない水質異常について発見・報告できる体制が整備されているが、小規模な施設では健康被害が明白になるまで水質異常を把握が困難であり、発見した異常を報告する体制も整っていないことが挙げられる。

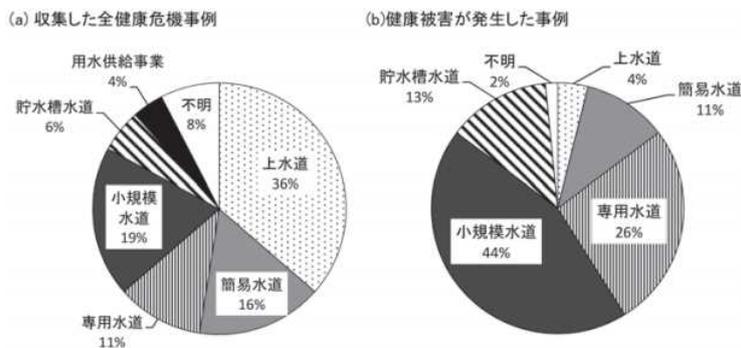


図2 過去30年間に健康危機が発生した水道の種類別の割合 (事例数ベース)

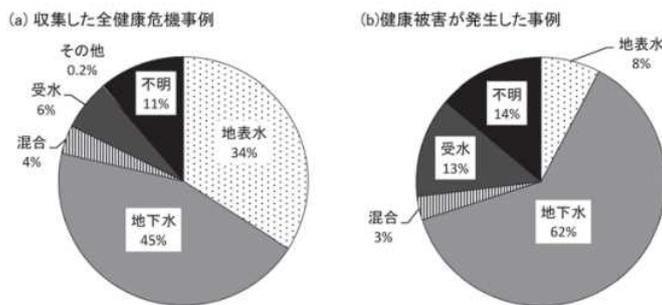
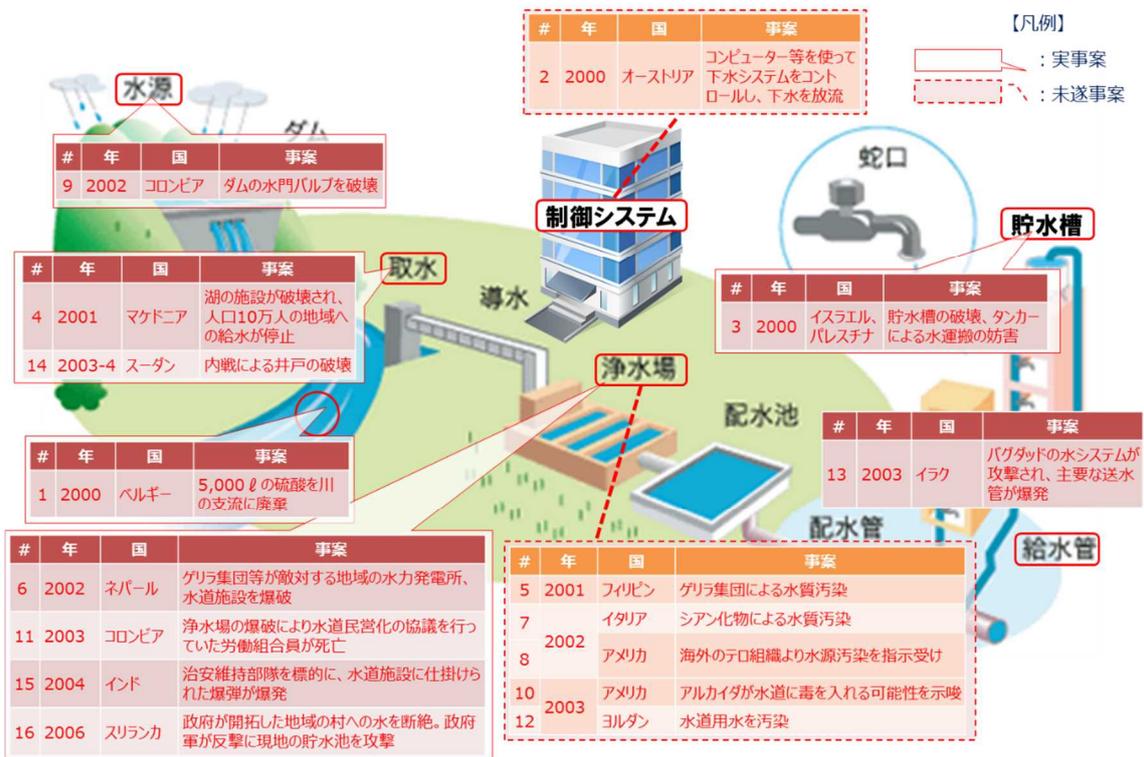


図3 過去30年間に健康危機が発生した水道の水源の種類別の割合 (事例数ベース)

² 岸田直裕、松本悠、山田俊郎、浅見真理、秋葉道宏「我が国における過去30年間の飲料水を介した健康危機事例の解析(1983～2012年)」『保健医療科学』Vol.64 No.2 p.70-80(2015年)

2. 海外で発生した水道施設に対するテロ事例(2000年～2006年)

	年	国	内容	備考
1	2000	ベルギー	北フランスの化学工業の労働者が5,000ℓの硫酸を川支流に廃棄	
2		オーストラリア	コンピューターと無線を使って下水システムをコントロールし、下水を放流	未遂
3	2001	イスラエル パレスチナ	イスラエルによる貯水槽の破壊、タンカーによる水運搬の妨害等	
4		マケドニア	2つの湖の施設が破壊され、人口10万人の地域への給水が停止	
5		フィリピン	ゲリラ集団が主要なキリスト教の町の水道用水を汚染するとの脅迫	未遂
6	2002	ネパール	ゲリラ集団等が敵対する地域の水力発電所、水道施設を爆破	
7		イタリア	アメリカ大使館を狙ってローマ市水道をシアン化物で汚染	未遂
8		アメリカ	シアトル在住のレバノン人に対して、遠方のテロ組織より水源汚染の指示	未遂
9		コロンビア	首都ボゴタに水を供給するダムの水門バルブを破壊	
10	2003	アメリカ	国際電話より「アルカイダは欧米の都市の水道に毒を入れる可能性」を示唆	未遂
11		コロンビア	浄水場の爆破により水道民営化の協議を行っていた労働組合員が死亡	
12		ヨルダン	アメリカ部隊への水道用水を汚染する計画に関与した作業員を政府が拘束	未遂
13		イラク	バグダッドの水システムが攻撃され、主要な送水管が爆発	
14	2003-4	スーダン	内戦によって井戸が破壊、汚染	
15	2004	インド	治安維持部隊を標的に、水道施設に仕掛けられた爆弾が爆発	
16	2006	スリランカ	政府が開拓した地域の村への水を断絶。政府軍が反撃に現地の貯水池を攻撃	



I . 事前对策(例)

事前対策（例）

事前対策（例）は、以下に示すモデル事業者を想定して作成したものである。

表 モデル事業者の概要

項目	内容
給水人口	3万人
水道事業者（水道課）の組織	庶務・経理係、浄水係、配水係、給水係の4係により構成。 平常時は、浄水係は浄水場、その他の係は市役所内水道課に勤務するものとする。
水道課職員数	10人（課長を含む）

表 保有する主な水道施設の概要

水道施設	施設名称	施設概要
取水施設	A取水施設	浅井戸、取水ポンプ、集水管
取水施設	B取水施設	取水堰、取水塔
取水施設	C取水施設	深井戸、取水ポンプ、集水管
導水施設	B導水施設	導水渠
浄水施設	D浄水施設	凝集沈殿池、急速ろ過池、活性炭注入設備、浄水池ほか
浄水施設	E浄水施設	膜ろ過設備、浄水池ほか
送水施設	G送水施設	送水管、送水ポンプ
配水施設	F配水池	配水池、震災対策用貯水施設、追加塩素消毒設備
配水施設	G配水池	配水池、配水ポンプ、震災対策用貯水施設、追加塩素消毒設備
配水施設	H配水池	配水池、震災対策用貯水施設、追加塩素消毒設備

※埋設された施設については、テロの恐れが極めて低いため評価の対象外とした

1 目的

〇〇市において、テロ発生前から取り組む事前対策として、全ての水道施設を対象に、現状把握のうえ、対策内容の検討を行い、予防保全対策を定めるものである。

加えて、オリンピックや首脳会議等ビッグイベントの開催等を踏まえた警戒体制について予め定め、テロ発生を未然に防止するための取組内容を定めるものである。

なお、〇〇市国民保護計画および〇〇県国民保護計画の改定、また組織体制の変更や施設整備状況等にあわせて、適宜見直すこととする。

2 予防保全対策

(1) 基礎的対策

最低限に実施すべき水道施設の対象は、B取水施設、C取水施設とし、下表に示す対策を速やかに実施する。

表 2-1 基礎的対策

施設名	不足している対策	実施すべき対策内容
B取水施設	進入防止対策（テロ未然防止）	フェンス等の設置
C取水施設	早期発見対策（テロの被害軽減）	職員等の巡回

(2) 追加対策

優先的に実施すべき水道施設の対象は、A取水施設、B導水施設、D浄水場、G送水施設とし、下表に示す対策を計画的に実施する。

表 2-2 追加対策

施設名	対策内容
A取水施設	職員等の巡回、急行 or 他系統からの連絡管の整備
B導水施設	水質監視機器の設置 or 他系統からの連絡管の整備
D浄水場	他系統からの連絡管の整備
G送水施設	水質監視機器の設置 or 他系統からの連絡管の整備

3 警戒本部体制

(1) 警戒レベルの設定と警戒本部の設置基準

警戒レベルがレベル3に該当したとき、警戒本部を設置するものとする。

表 3-1 本市の警戒レベルの設定

レベル	該当する状況	本部体制	設置権限	主な活動
レベル1	下記の状況に該当しない場合	平常体制	—	テロ対策マニュアルの整備、教育・訓練の実施
レベル2	他の水道事業者等または給水区域外の市町村に対してテロの犯行予告がなされた場合 給水区域外の重要インフラ施設が攻撃された場合 給水区域内で重要インフラ施設以外が攻撃された場合 給水区域外にてビッグイベント開催される場合			警戒・警備体制の強化 都道府県、市町村、警察や消防との連携訓練の実施
	給水区域内にてイベントが開催される場合			上記の活動に加え、イベント主催との連携訓練の実施
レベル3	他の水道事業者等が攻撃された場合 給水区域内の重要インフラ施設が攻撃された場合 自身に対してテロの犯行予告がなされた場合	警戒本部	水道技術管理者または、設置権限者として指定された者	24時間体制の警戒・警備体制に移行 警察や消防との情報連携体制の構築 都道府県、市町村、警察や消防との警戒体制の構築
	給水区域内にてビッグイベント開催される場合			上記の活動に加え、ビッグイベント主催者との連携訓練の実施
レベル4	自身の水道施設に対して攻撃が行われた場合 テロとは断定できないが水道施設において被害が発生している場合	対策本部		被害状況等の情報収集・集約や応急復旧、応急給水、広報活動等の応急対策の実施
	給水区域内の市町村にて災害対策本部等が設置された場合			市町村からの求めに応じた活動

(2) 警戒期間の設定

「給水区域内にてビッグイベント開催される場合」において、下表のとおり警戒期間を定める。

表 3-2 ビッグイベントが開催される場合の警戒期間

項目	警戒期間	警戒強化期間
最重要施設※	2 ヶ月前から	1 週間前から
重要施設	1 ヶ月前から	1 週間前から
その他施設	1 ヶ月前から	イベント開催中

※最重要施設とは、重要施設のうちビッグイベント開催地区の施設とする

(例) 10月1日にビッグイベントが開催される場合（会場：F配水系統区域）

警戒施設/期間		8月1日				9月1日				9月24日			10月1日
最重要施設	A取水施設					警戒期間				警戒強化期間			
	B導水施設												
	D浄水場												
	F配水池												
重要施設	B取水施設												
	C取水施設												
	E浄水場												
	G配水池												
H配水池													

備考) ビッグイベントの会場に合わせて警戒する施設を適宜選定する

(3) 警戒本部の組織

警戒本部を設置した旨を都道府県、市町村の関係部局に対して報告する。

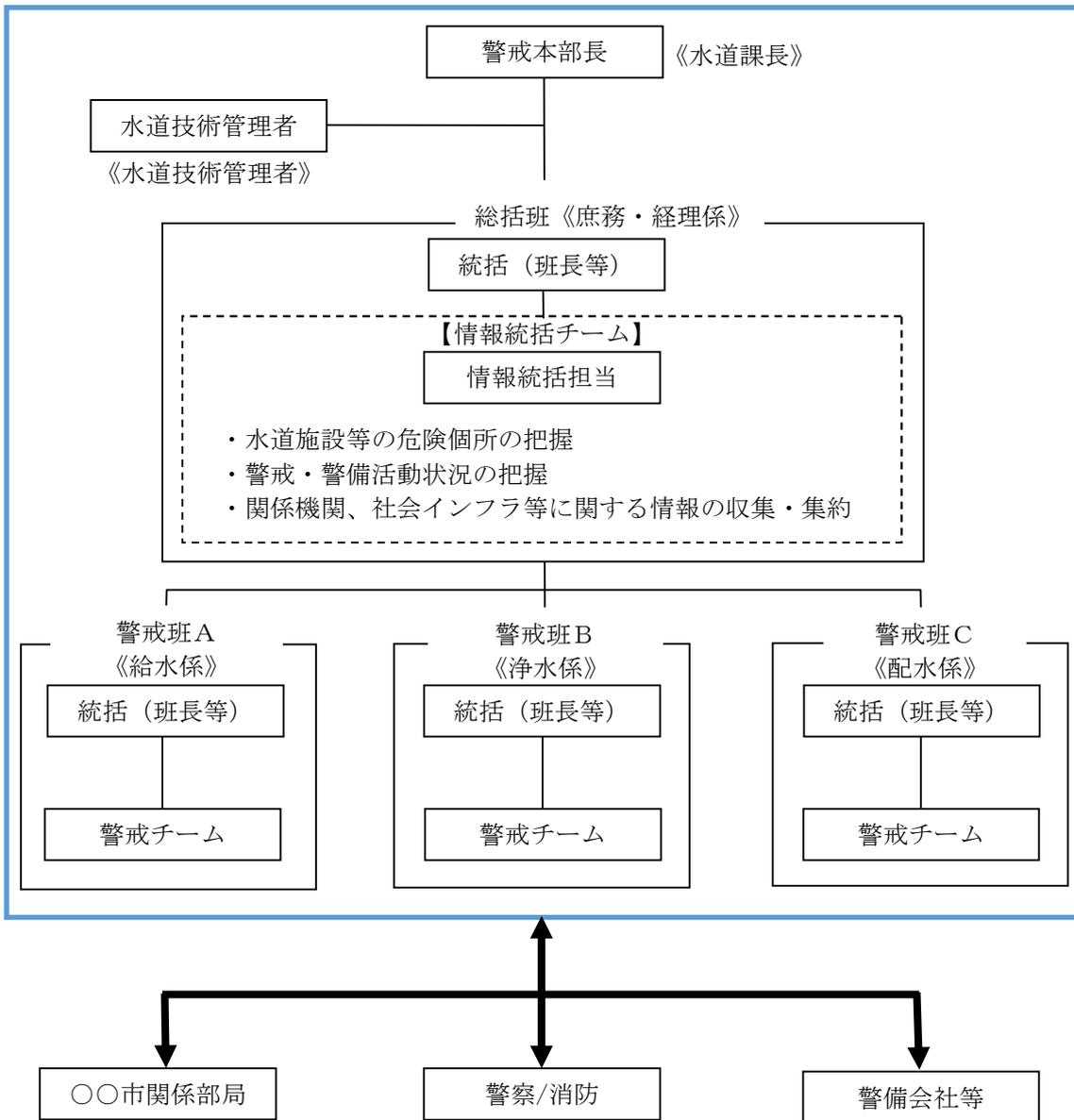
なお、警戒・警備活動の状況は、定期的に報告する。

監視カメラ等による24時間の水道施設の監視活動、重要施設への警備員の常駐・増隊等を行う。

警戒本部は、24時間警戒・警備活動を行えるよう、警戒班を3班編成とする。

また、警察や消防に協力を要請することを想定し、予め要請に必要な手続きの確認をする。総括班は、依頼文を事前に作成するなどし、迅速に要請を行えるよう事前準備を実施する。

さらに、水道施設に加え、イベント会場等の大規模集客施設や住宅地の貯水槽についても保健衛生部局と密に連携し、テロに対する予防措置、警戒・警備を強化する。



《 》：平常時の組織

図 3-1 警戒本部の組織

【参考】人数配置 (10名)

- 警戒対策本部長兼水道技術管理者：1名
- 総括班 統括：1名、情報統括担当：2名
- 警戒班A 統括：1名、警戒チーム：1名
- 警戒班B 統括：1名、警戒チーム：1名
- 警戒班C 統括：1名、警戒チーム：1名

(4) 警戒対策の内容

本市においてビックイベントが開催されるため、水道施設毎に警戒対策を行う。
警戒対策を表3-1に示す。

表 3-3 警戒対策

水道施設等	対策	担当
最重要施設		
A取水施設	水質検査の強化※1	警戒班B
B導水施設	水質検査の強化※1	警戒班B
D浄水場	水質検査の強化※1	警戒班B
F配水池	巡回強化※2	警戒班C
重要施設		
B取水施設	水質検査の強化※1	警戒班B
C取水施設	水質検査の強化※1	警戒班B
E浄水場	水質検査の強化※1	警戒班B
G配水池	巡回強化※2	警戒班C
H配水池	巡回強化※2	警戒班C
その他		
配水施設等	配水管・給水管の臨時漏水調査	警戒班A
配水施設等	鉄蓋、メーターボックス等の封印 (警察と共同)	警戒班A
イベント会場等からの の定時連絡	イベント会場や主要宿泊施設等からの 定時報告	総括班

※1 警戒期間において、1回/週の検査を実施

警戒強化期間において、1回/日の検査を実施

※2 警戒期間において、平日昼1回/週の巡回を実施

警戒強化期間において、平日・休日昼1回の巡回を実施(休日は警備会社による巡回)

II. テロ対策マニュアル(例)

Ⅱ. テロ対策マニュアル（例）

テロ対策マニュアル（例）は、以下に示すモデル事業者を想定して作成したものである。

表 モデル事業者の概要

項目	内容
給水人口	3万人
水道事業者（水道課）の組織	庶務・経理係、浄水係、配水係、給水係の4係により構成。 平常時は、浄水係は浄水場、その他の係は市役所内水道課に勤務するものとする。
水道課職員数	10人（課長を含む）

目次

II. テロ対策マニュアル(例)	1
1. 総論	2
1.1 目的	2
1.2 用語の定義	3
1.3 テロ対策マニュアルの構成	4
1.4 テロの想定	4
2. 事後対策	5
2.1 事後対策の概要	5
2.2 関係機関との連携	7
2.3 応急給水・応急復旧の実施	10
2.4 広報活動の実施	12

1. 総論

1.1 目的

水道施設でテロが発生した場合に、〇〇市水道課は〇〇市国民保護対策本部の水道給水対策本部として、警戒配備、緊急措置、応急給水、応急復旧等の必要な応急対策を実施することが求められる。

本マニュアルは、〇〇市水道課が関係機関との連携、テロ発生時における通常給水の早期回復に向けた応急復旧や計画的な応急給水の実施などの応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制を作り、テロ対応を適切に行うことを目的とするものである。

なお、本マニュアルは、〇〇市国民保護計画および〇〇県国民保護計画の改定、また組織体制の変更等にあわせて、適宜見直す。

1.2 用語の定義

本マニュアルで使用している用語の定義を表 1-1 に示す。

表 1-1 用語の定義

区分	用語	定義
テロ	テロ	テロは次の場合をいう。 ①水道施設への物理的な破壊 ②水源域や水源、原水、浄水施設などに毒薬物を投入するBCテロ
市保町護村計国画民	市町村国民保護計画	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）（平成 16 年 9 月施行）に基づき、国が定める基本指針に沿って、市町村が国民の保護のための措置の実施体制などを定めた計画。対象とする事態としては、NBC 攻撃※等の武力攻撃事態のほか、水源地に対する毒物等の投入などの緊急対処事態がある。 ※NBCは「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。
対策本部	水道給水対策本部	テロが発生した場合に、市町村国民保護計画に基づく対策本部の組織下で水応急給水、応急復旧等を目的として水道課等に設置される対策本部。
水道事業者等	応援事業者	テロによる被害が発生した場合、本市に対して応急給水、応急復旧等の応援を行う水道事業者等。
テロ対策	応急対策	テロ発生後、初動体制、応急体制を確立して行う応急給水や応急復旧等の対策。
	初動体制	テロ発生後、動員・配備した職員等により、初期の活動(情報収集・連絡、被害調査、緊急措置、応急給水等)を行う組織体制。
	応急体制	応援事業体等を配備し、応急給水、応急復旧等を本格的に実施することができる組織体制。
	応急給水	テロにより断水が発生した場合、緊急の水需要に応ずるための臨時の給水。断水状況を把握した上で応急給水計画を策定し、給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する。
	応急復旧	通水回復に向けて実施する被害を受けた水道施設の修繕(復旧)。被害状況の把握、緊急措置、応急復旧計画の策定を行い実施する。

1.3 テロ対策マニュアルの構成

テロ対策マニュアルは、テロを想定して、テロ対策の基本条件を整理した「1. 総論」と、テロ発生時の各種の活動について「2. 事後対策」から構成されている。

1. 総論

1.1 目的

1.2 用語の定義

1.3 テロ対策マニュアルの構成

1.4 テロの想定

2. 事後対策

2.1 テロ発災時の活動

2.2 被害及び活動に関する情報の収集・集約・勧告

2.3 関係機関との連携

2.4 応急給水・応急復旧の実施

2.5 広報活動の実施

1.4 テロの想定

本市水道で想定されるテロは〇〇市国民保護計画に基づき、水道施設の破壊や水源地等に対する毒薬物等の投入を想定する。

2. 事後対策

2.1 事後対策の概要

テロが実際に発生した際には、図 2-1 に示す対策本部を設置し、実施する各種の活動について、本市水道課では表 2-1 に示す活動を実施する。

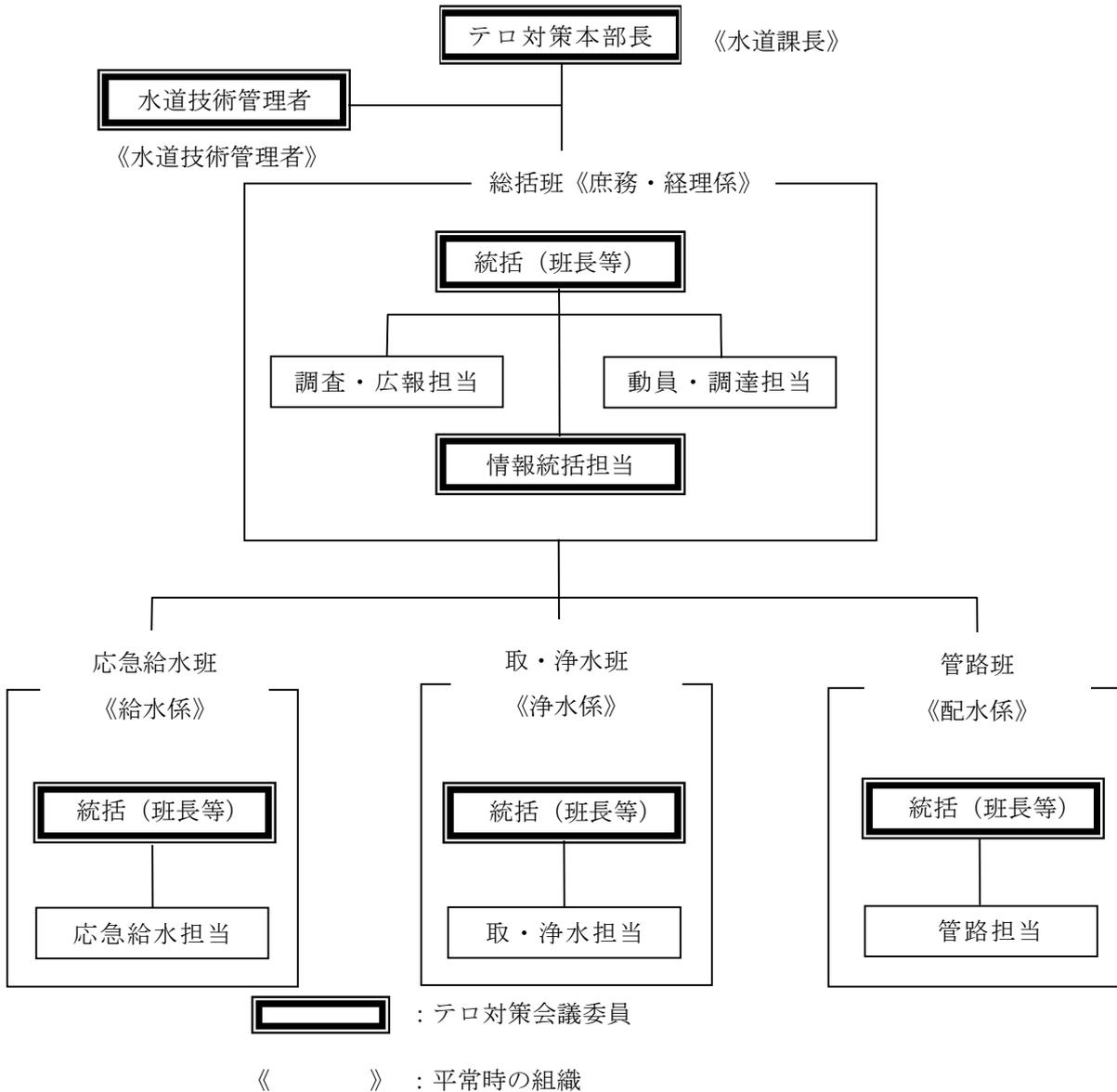


図 2-1 テロ対策本部の組織

【参考】人数配置例（10名）

テロ対策本部長兼水道技術管理者：1名

総括班 統括兼情報統括担当：1名、調査・広報担当：1名、動員・調達担当：1名

応急給水班 統括：1名、応急給水担当：1名

取・浄水班 統括：1名、取・浄水担当：1名

管路班 統括：1名、管路担当：1名

表 2-1 各種活動（事後対策）

活動区分	活動項目	主な実施担当					
		対策 本部長	水道 技術 管理者	総括班	応急 給水班	取・ 浄水班	管路班
0 テロ発生時体制の確立等	1 テロ対策本部の設置	○	○	○			
1 指揮・ 命令・ 総合調整・ 情報の収集・ 集約・報告	1-1 指揮・命令	○	○				
	1-2 会議等	○	○				
	1-3 被害情報の 収集・集約・ 報告						
2 情報連絡	2-1 関係機関との連携						
3 応急給水・ 応急復旧※	3-1 応急給水						
	3-2 応急復旧						
	3-3 水質検査						
	3-3 応援要請						
4 市民対応	4-1 広報活動						

※応急復旧の実施については、関連する各種マニュアルに定める内容を参照

2.2 関係機関との連携

テロに対する応急活動を実施するにあたっては、厚生労働省、都道府県・市町村、警察や消防等の関係機関と密な連携を図る。

特に警察や消防と緊密に連携して、不審者の早期発見、テロの危険性および発生情報等の把握に努める。

なお、武力攻撃災害への対処の指示や総合調整などの情報連絡は、国民保護法に基づき、国の武力攻撃事態等対策本部、□□県国民保護対策本部、〇〇市国民保護対策本部の間で行われるが、水道課は市町村国民保護対策本部を通してこれらの情報の確認や要請等を行う。

水源地等への毒物投入等のテロの場合、国や都道府県の水道担当部署に対しては、「飲料水健康危機管理実施要領について」に基づき、水質汚染の詳細な内容、措置の内容等を報告する。

表 2-2 関係機関との情報連絡体制(例)

関係機関	電話番号	FAX番号	本市担当						
			総括班			応急給水班	取・浄水班	管路班	
			調査 広報 担当	動員 調達 担当	情報 統括 担当	応急 給水 担当	取・ 浄水 担当	管路 担当	
国・県	厚生労働省 医薬・生活衛生局水道課*1	03-3595-2368	03-3503-7963	○					
	武力攻撃事態等対策本部	***-***-****	***-***-****	○					
	〇〇県生活衛生部*1	***-***-****	***-***-****	○					
	〇〇県国民保護対策本部	***-***-****	***-***-****	○					
	〇〇県警〇〇署*1	***-***-****	***-***-****	○					
市関係 機関	〇〇市国民保護対策本部*1	***-***-****	***-***-****	○					
	公衆衛生担当部局	***-***-****	***-***-****	○					
	〇〇市保健所	***-***-****	***-***-****	○					
	国土交通省〇〇工事事務所	***-***-****	***-***-****	○					○
	〇〇川水質連絡協議会	***-***-****	***-***-****	○					
	公共用水域・地下水保全担 当部局	***-***-****	***-***-****	○					
	毒物・劇物の製造等の監視 指導担当部局	***-***-****	***-***-****	○					
	危険物を所管する消防担当 部局	***-***-****	***-***-****	○					
市消防局	***-***-****	***-***-****	○						
水道 事業者等	日本水道協会本部	03-3264-2496	03-3264-2237		○				
	日本水道協会〇〇地方支部	***-***-****	***-***-****		○				
	日本水道協会〇〇県支部	***-***-****	***-***-****		○				
	日本水道協会〇〇ブロック支 部	***-***-****	***-***-****		○				
	〇〇市(応援協定締結都市)	***-***-****	***-***-****		○				
	〇〇水道用水供給事業	***-***-****	***-***-****					○	○
応急給水 応援団体	自衛隊*2	***-***-****	***-***-****		○				
	〇〇県トラック協会〇〇支部 *2	***-***-****	***-***-****		○				
	応急給水作業協力者 (ボランティア等)	***-***-****	***-***-****		○				
浄水施設等 復旧応援 団体	施設維持管理受託業者	***-***-****	***-***-****					○	
	機械設備業者	***-***-****	***-***-****					○	
	電気計装設備業者	***-***-****	***-***-****					○	
	水処理薬品業者	***-***-****	***-***-****					○	
	水質分析機器業者	***-***-****	***-***-****					○	
	〇〇市建設業協同組合	***-***-****	***-***-****					○	○
重要施設	小中学校等	***-***-****	***-***-****				○		
	病院	***-***-****	***-***-****				○		
	福祉施設	***-***-****	***-***-****				○		

注) : *1 被災状況等の報告を行う。

*2 給水車、給水タンクを載せるトラックを借用する場合。

2.3 応急給水・応急復旧の実施

(1) 応急給水・応急復旧の実施

各種施設における被害状況に応じて、他の危機管理対策マニュアル、日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」を活用し、断水地域での応急給水、水道施設の応急復旧を実施する。

表 2-3 関連する各種マニュアル

	実施する対策	参考にするマニュアル
1	汚染された水質への対策	「水質汚染事故対策マニュアル」
2	被害を受けた水道施設の復旧等	「施設事故対策マニュアル」
3	被害を受けた管路の復旧等	「管路事故対策マニュアル策定指針」
4	他水道事業者等への応援要請	日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」

(2) 受援体制の確立

〇〇市水道事業として保有する施設や資機材（給水車）だけでは住民に対する十分な応急給水等ができない場合、日本水道協会の協力の下、被災地における応急給水等に係る受援体制を確立する。

応援事業者等の活動状況については、「情報統括チーム」に共有する。

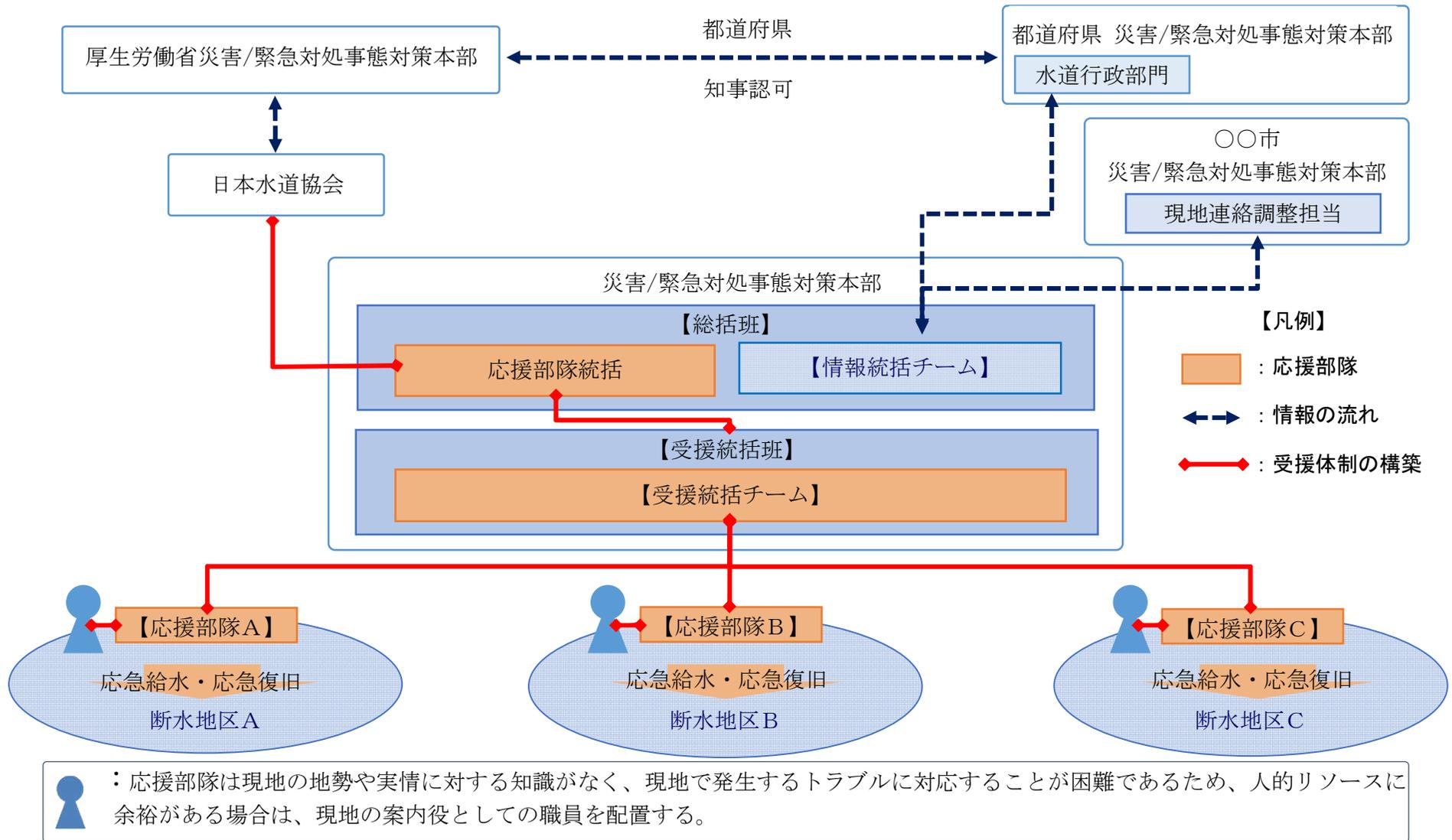


図 2-3 受援体制の確立

2.4 広報活動の実施

(1) 広報活動の概要

広報活動は、発信する内容、発信を行うタイミングについて関係機関の間で十分に合意したうえで、情報弱者を生まないようにするため、複数の媒体（HP での公表、広報文の配布）で行う。

また、都道府県や市が記者会見を実施する際は、本市水道事業からも職員を同席させ、連携体制を強くアピールする。

なお、広報文は、下記の原則に留意して作成する。

表 2-4 広報活動の概要

広報活動の概要	実施担当
HPによる広報	総括班調査・広報担当
広報文による広報	総括班調査・広報担当

(2) 広報文の作成

広報文を作成する際、下記の点に留意する。

表 2-5 広報文作成の留意点

	留意点	内容
1	期待する行動・活動の明記	住民等水道使用者に期待する行動や活動内容を明確にする。特に、水質が汚染された場合（またはその可能性がある場合）は、水道水を飲まないことを明確に伝達。
2	情報源の明記	特に水道水の安全宣言を出す場合など、なぜ安全であると確証できるのか、その根拠となる資料（データ）、水質検査を実施した研究所等の機関の名称を明記。同じく、広報文の作成者として水道事業者等自身の署名を明記。
3	明瞭・簡潔な表現	読者の解釈の余地がある回りくどい表現や曖昧な表現の利用を避ける。誰が読んでも同じ結論が得られるよう、明瞭・簡潔な表現で広報文を作成。必要に応じて写真や地図を用いて視覚的にわかりやすい広報文を作成。
4	一般的な用語	読み手が解読を必要とする専門用語の使用は極力控える。専門用語を用いる必要がある場合は注釈等で説明する。
5	最新性の確保	広報文がどのタイミングで作成されたのか、複数発出された広報文の中でどの文章が最新であるか判断するため、日付・時刻を明記。続報等、情報や記載内容が更新された場合は、変更点に下線を引くなど、その部分を明確化する。

(3) 広報文のテンプレート

① 給水停止（及び再開）に関する広報文

〇〇（読者）宛

〇〇地域における水道水の給水停止のお知らせ（第1報）

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

〇〇市水道事業

〇〇月〇〇日に発生した〇〇（テロの概要）により、〇〇施設（被害を受けている水道施設）の一部が損壊したため、〇〇月〇〇日〇〇時より、給水を停止しています。早期に被害の全容把握を行い、施設の機能回復に努めておりますので、今しばらくの間、給水停止にご理解をお願いいたします。

給水停止に際し、下記を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 〇〇（場所）にて応急給水を実施します。各家庭よりボトル等を持参して下さい。
- なお、各家庭に対して給水できる量は、〇〇ℓまでです。

なお、給水再開の見通しは現時点では未定です。見込みが立ち次第、再度広報致します。

【問い合わせ先】

〇〇市水道事業災害対策本部

電話：〇〇-〇〇〇-〇〇〇

Fax：〇〇-〇〇〇-〇〇〇

〇〇（読者）宛

〇〇地域における水道水の給水停止のお知らせ（第2報）

※変更点は下線

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

〇〇市水道事業

〇〇月〇〇日に発生した〇〇（テロの概要）により、〇〇施設（被害を受けている水道施設）の一部が損壊したため、〇〇月〇〇日〇〇時より、送水を停止しています。早期に被害の全容把握を行い、施設の機能回復に努めておりますので、今しばらくの間、節水にご協力をお願いいたします。

なお、給水再開の見通しは〇〇時頃を予定しております。

【問い合わせ先】

〇〇市水道事業災害対策本部

電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

Fax：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇（読者）宛

〇〇地域における水道水の給水再開のお知らせ

※変更点は下線

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

〇〇市水道事業

〇〇月〇〇日に発生した〇〇（テロの概要）により、〇〇施設（被害を受けている水道施設）の一部が損壊したため、〇〇月〇〇日〇〇時より送水を停止しておりましたが、施設の応急復旧を行いましたので、〇〇月〇〇日〇〇時より給水を再開いたします。

皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

【問い合わせ先】

〇〇市水道事業災害対策本部

電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

Fax：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

② 応急給水の案内

〇〇（読者）宛

〇〇地域における水道水の給水停止と応急給水のお知らせ（第1報）

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

〇〇市水道事業

〇〇月〇〇日に発生した〇〇（テロの概要）により、〇〇施設（被害を受けている水道施設）の一部が損壊したため、〇〇月〇〇日〇〇時より、送水を停止しています。早期に被害の全容把握を行い、施設の機能回復に努めておりますので、今しばらくの間、節水にご協力をお願いいたします。

なお、下記の要領にて給水車による応急給水を実施します。

—記—

給水場所：〇〇〇〇（公園や学校など敷地が広大な場合は具体的な場所を指定）

給水時間：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

要持参：ポリタンクや給水袋、バケツ、ペットボトル等の容器を各自持参

給水量：1人1回〇〇ℓまで

用途：飲料用（飲料用以外の給水を行う場合は、その旨を明記）

以上

【問い合わせ先】

〇〇市水道事業災害対策本部

電話：〇〇-〇〇〇-〇〇〇

Fax：〇〇-〇〇〇-〇〇〇

参考資料 1 国内でのテロ事件発生に備えた対応について

(厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全水道課長通知 平成29年4月26日)

生食水発 0426 第 3 号

平成 29 年 4 月 26 日

各厚生労働大臣認可 $\left(\begin{array}{c} \text{水 道 事 業 者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課長
(公 印 省 略)

国内でのテロ事件発生に備えた対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

標記については、平成 18 年 10 月 17 日事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」(以下「平成 18 年事務連絡」という。)を貴職宛に発出しているところであり、水道事業者等に対し、事件発生に備えた事前対処として、水道施設の警備等及び情報収集、連絡体制等の確立並びに事件発生時の対処として、「飲料水健康危機管理実施要領」に基づく迅速な対応等、危機管理の対応について適切な体制整備を求めているところです。また、平成 19 年 2 月に「テロ対策マニュアル策定指針」を策定し、水道事業者等に対してテロの予防対策と応急対策を含めたテロ対策マニュアルの作成についても求めているところです。

今般、これらテロ対策の対応状況について、平成 29 年 3 月に貴職に御協力頂きアンケート調査を実施し、確認したところ、一定程度のテロ対策の推進が図られているものの、例えばテロに対する職員の意識と対応能力の向上を図る教育・訓練などは、多くの浄水場で実施されていない状況にあることから、各事業者においてはなお一層の対応が必要と考えられます。

また、昨今の国際情勢の緊張感の高まりや平成 32 年(2020 年)に第 32 回オリンピック競技大会及び東京 2020 パラリンピック競技大会の開催が予定される中、水道事業におけるより一層のテロ対策の強化が求められています。

については、下記について十分御留意の上、テロ等危機管理の対応について速やかに適切な体制整備を講じるよう、お願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 水道でのテロ対策に関するアンケート調査の結果について

平成 29 年 3 月 9 日付で調査をお願いした水道でのテロ対策に関するアンケート調査の結果を別添 1 のとおり取りまとめたこと。

第2 テロ事件発生に備えた対応について

第 1 の調査の結果を踏まえ、また、昨今の国際情勢の緊張感の高まりや平成 32 年に予定されている第 32 回オリンピック競技大会及び東京 2020 パラリンピック競技大会の開催等にかんがみ、各水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、テロ対策の重要性を再度認識し、より一層のテロ対策の実施に努めるべく、平成 18 年事務連絡（別添 2）にて示している対応として、地域の実情に応じたテロ対策の実施を着実に進めるよう、お願いします。

特に、テロ対策マニュアルを未だ策定していない水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、早急に整備を進め、事件発生に備えた事前対処及び事件発生時の対処を早急に行うことができる体制整備を講じるよう、お願いします。

（参考：テロ対策マニュアル策定指針）

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/dl/chosa-0603_06.pdf

参考資料2 不法行為の未然防止のための警備強化について

(厚生労働省健康局水道課長通知 平成16年2月26日)

健水発第0226002号

平成16年2月26日

各厚生労働大臣認可
〔水道事業者〕
〔水道用水供給事業者〕 殿

厚生労働省健康局水道課長

不法行為の未然防止のための警備強化について

標記について、警察庁警備局長より、別添写しのとおり各種警戒警備活動の強化について、指導強化の要望がありました。

つきましては、貴職におかれましても、下記について十分に留意の上、適切な措置をお願いします。

記

ライフラインの自主警備強化

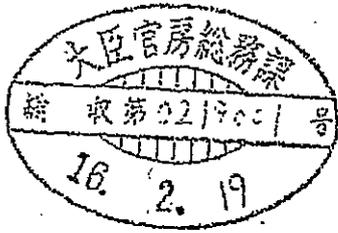
1. 自主警備体制の徹底

施設出入り者の管理、同施設周辺の点検頻度の増強等、自主警備強化等の徹底と業務車両、制服等の盗難防止と盗難時の警察への通報

2. 連絡責任者の再確認

警察等との連絡体制の再確認と関係情報及び不審情報の通報の徹底

3. 水道施設等における毒・劇物等の保管に対する管理強化

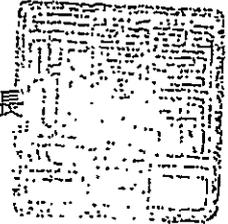


警察庁丙備発第18号

平成16年2月19日

厚生労働省大臣官房長 殿

警察庁警備局長



不法行為の未然防止に伴う警備協力について (要望)

貴台におかれましては、平素から警察運営に際してご理解とご協力を賜り、深く御礼と感謝を申し上げます。

さて、平成13年9月11日に発生した米国同時多発テロ事件以降、警察では、国内における重要施設の警戒警備の強化を継続しております。現在、日本国内でのテロを示唆する具体的な情報はないものの国際テロリストは、米国及びその同盟国に対するテロ攻撃を煽動し、テロの標的となる米国の同盟国の一つとして日本を名指しするなど、日本に対するテロの可能性も否定できない情勢にあります。

警察としましては、不法行為を未然に防止するため、あらゆる事態を想定した万全の備えを行うため、重要施設等の警戒、検問の強化等、総力を挙げて警備諸対策を推進しているところであります。

貴台におかれましても、本警備の重要性をご賢察のうえ、各種警戒警備活動を強化することに関しましてご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を採られますよう要望いたします。

厚生労働省に対する要望事項

- 1 自主警備による庁舎管理等の徹底
関係施設（職員の宿舎等を含む）における出入管理の徹底及び不審者、不審物発見時における速報体制の確立
- 2 関係事業者等に対する指導要請
 - (1) 自主警備体制の徹底
事業者による施設出入り者の管理、同施設周辺の点検頻度の増強等、自主警備強化等の徹底の指導と業務車両、制服等の盗難防止と盗難時の警察への速報
 - (2) 連絡責任者の再確認
警察等との連絡体制の再確認と関係情報及び不審情報の通報の徹底
- 3 N B C テロ対策の連携強化
- 4 水道事業者に対するライフラインの自主警備強化への指導
- 5 病院及び薬局、研究所等における毒・劇物等の保管に対する管理強化の指導

参考資料3 国内でのテロ事件発生にかかる対応について

(厚生労働省健康局水道課長通知 平成15年12月15日)

事務連絡

平成15年12月15日

各 { 厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省健康局水道課

国内でのテロ事件発生に係る対応について

標記については、別添のとおり厚生労働省関係各部局課長連名で各都道府県、政令市、特別区長あて危機管理の対応について通知されたところであるが、貴職におかれても下記について十分に留意の上、適切な体制整備をお願いします。

記

1. 事件発生に備えた事前対応

(1) 水道施設の警備等

水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。また、水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ること。併せて、施設の現状把握を行い、備品、薬品等の管理、また、施設関係図面等の管理の徹底など情報管理に努めること。

また、安全な水道水を利用者に供給するためには、水道事業者等による危機管理対策の徹底と併せて、貯水槽水道の管理等も強化する必要があることから、貯水槽水道の設置者や利用者に対しても、広報等を通じた注意喚起に努めること。

(2) 情報収集、連絡体制等の確立

緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること及び緊急時における水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立すること。

また、給水停止措置等の緊急対応の指揮命令系統を明確化し、対応の迅速化等に努めること。さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。

2. 事件発生時の対応

事件発生時には、「飲料水健康危機管理実施要領」に基づき迅速に対応するとともに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、「飲料水健康危機管理実施要領について(平成9年4月10日衛水162号)」に基づき、ただちに厚生労働省宛報告するようにされたい。